アメリカと中国における
拡大生産者責任の展開について
――日本との比較考察――

王　　一　晨*

目　　次

はじめに

拡大生産者責任は，先進的な環境政策手法であり，その重要性や必要性は，先進諸国だけではなく，廃棄物大国である中国でも認識されている。しかし，各国は，それぞれの社会状況に応じて，自国に拡大生産者責任を適用させるために，当初の OECD の概念にこだわることなく独自の理解

＊　おう・いっしん　立命館大学大学院法学研究科博士課程後期課程

を展開してきた。発展途上国である中国も，経済と工業の発展を確保するために，拡大生産者責任を OECD とは異なる捉え方をし，自国の法制度に定着させた。また，アメリカは，世界一の産業大国及び廃棄物大国として，拡大生産者責任の導入や適用に対し，当初から OECD の捉え方には賛同せず，後に述べる製品管理責任という新しい概念を提唱し，発展させた。つまり，アメリカと中国は，拡大生産者責任に対して，共に OECD の拡大生産者責任とは別の捉え方をし，それを展開してきたのである。したがって，アメリカと中国における拡大生産者責任に対する理念や法制度の内容を整理して，両者における理念上の認識と法制度を検討し，またそれらを日本における拡大生産者責任と比較することは，中国においても非常に参考になると思われる。

一．アメリカにおける製品管理責任

1．製品管理責任の背景

⑴拡大生産者責任の導入経緯

OECD が提唱した拡大生産者責任（EPR: Extended Producer Responsibility）は，使用済み製品の処理または処分に関して，生産者に経済的及び/または物理的な責任を担わせるという重要な政策アプローチとして，OECD の各加盟国における廃棄物の管理，またはリサイクルを目的として，使われている。OECD 加盟国の一員としてのアメリカでは，廃棄物問題と環境問題に対する関心が高まり，連邦政府や各地方自治体は，廃棄物問題に積極的に取り組んできた。アメリカにおける拡大生産者責任の導入に対する議論は，1993年 6 月にアメリカ大統領の諮問機関として設置された「持続可能な発展についての大統領諮問委員会」（President's Council on Sustainable Development，以下 PCSD[1)] という）によって行われた。ただし，拡大生産者責任は，生産者の責任及び使用済み段階の回収やリサイク

ルのみに重視している。アメリカは，拡大生産者責任という概念が狭いと考えたので，その概念の導入に対して強い抵抗を示した。したがって，拡大生産者責任の代わりに，拡大生産品責任（Extended Product Responsibility）という用語を用いることになった。PCSD は，拡大生産品責任が廃棄物の削減，資源の保全及び汚染の防止に非常に斬新で有効な手段であると述べていた[2)]。また，PCSD は，アメリカ環境保護庁（the U. S. Environmental Protection Agency，以下 EPA という）とともに，拡大生産品責任に対する理解を深化させるために，電化製品と自動車の分野において，拡大生産品責任の実施可能性とそのプロセスを検討した[3)]。しかし，その後，EPA は，拡大生産品責任の代わりに，現在までも使われている製品管理責任（Product Stewardship）という用語を用いている[4)]。

⑵拡大生産品責任の概念，特徴及び拡大生産者責任との異同

OECD が提唱した拡大生産者責任には，責任の転嫁と環境に配慮した製品設計という二つの核心的な目的がある。まず一つ目は，製品連鎖内での生産者，小売業者，消費者，地方自治体及び中央政府という各主体が負担してきた責任を上流の生産者に転嫁することである。すなわち，廃棄物の処理とリサイクルの物理的または経済的責任を担わせる主体を明確にすることである。責任全体を一方的に生産者に負担させるという最終責任モデル（Ultimate Responsibility）である。もう一つ目は，生産者に対して，環境に配慮した製品設計を推進することである。拡大生産者責任において，最も使われている政策手法としての使用済み製品の回収要請（Take-back Requirements）及び使用済み製品の回収プログラムは，その一例である。つまり，拡大生産者責任には，生産者責任と使用済み製品の処理を重視するという特徴がある[5)]。

これに対して，拡大生産品責任は，汚染の防止と資源の保全のための，製品のライフサイクルにおける新たなアプローチである。拡大生産品責任は，製造者，原材料の供給者，消費者及び廃棄者が，製品とその廃棄物に

よる環境への影響に対して，責任を共有するものである[6)]。したがって，拡大生産品責任の考え方は，拡大生産者責任の最終責任モデルではなく，製品連鎖内の各主体に責任を共有させるという共有責任（Shared Responsibility）の理念を明らかに選択している。そして，拡大生産品責任は，この共有責任の考え方に基づいて，製品のライフサイクル全体において，各主体に環境への影響の責任をより適切に共有させるために，強制的な制度ではなく，ボランタリーな仕組みを採用している。自主的取り組みは，社会全体に環境上及び経済上の利益をもたらしてくれるものであると EPA は考えている。そのため，ほとんどの場合において，拡大生産品責任は，政府と民間との協定により行われ，法により規制されることが少なくなっている[7)]。そして，拡大生産品責任は，製品連鎖内の生産者に特別な役割を与えず，設計者，原材料の供給者，製造者，流通業者，消費者及び廃棄者という各主体の間の連関を通じて，より安い費用で汚染防止と資源保全を実行することを目指している[8)]。

これに対して，拡大生産品責任を代替する用語としての製品管理責任は，拡大生産品責任と同様に，各責任者に責任を共有させるという概念である。アメリカの学界では，上述した OECD の拡大生産者責任の理念に対し，製品のライフサイクル全体及び各主体の共有責任を軽視しがちであるとして，関連する問題点を指摘し，製品管理責任の概念を提唱することとなった[9)]。したがって，製品管理責任という概念は，主に共有責任を強調するという点で，OECD における拡大生産者責任の理念から離れて，新しい視点から従来の拡大生産者責任の概念を見直したものであるといえよう。

2. 製品管理責任の概念，目的，特徴及び拡大生産者責任との異同

⑴製品管理責任の概念と目的

製品管理責任は，製品と包装物のライフサイクル全体（設計，生産，流通，販売，消費，廃棄，リサイクル及び処分）において，環境，健康，安全及

び社会への影響を最小化することによって，経済上の利益を最大化させる手法である。製品管理責任とは，拡大生産者責任と異なり，製品のライフサイクル全体の関係者，つまり製造者とともに，設計者，原材料供給者，流通業者，小売業者，消費者，廃棄者及び回収業者が，製品による環境への影響を削減する責任を共有し，負担するという考え方によるものである。製品連鎖内で，生産者は，製品と包装物による環境への影響を最小化することに対し，最も能力を持っている主体であるので，生産者は最も大きな役割を担う[10)]。製品ごとに，責任者のそれぞれの能力に基づき，主要な責任負担者を決めるという概念は，明らかに責任分担論における最適制御論の考え方によるものである。

アメリカでは，自然資源と原材料の供給や生産方法は，持続不可能な方向にあり，資源を大量に浪費していると指摘される[11)]。このような深刻な問題に対処するために，アメリカ西北部の諸州は，当地域の廃棄物発生の抑制と排出の削減，または使用済み製品の再使用と循環利用に努力してきた。その場合，地方自治体が廃棄物の回収，リサイクル及び処分という責任を担うのであるが，その負担が重すぎることが指摘されている[12)]。地方自治体の役割は，環境に配慮した製品設計の推進とまったく関係がない。製品管理責任の実施には，以下三点の目的がある。すなわち，①自然資源の持続可能な利用を促進すること，②環境への影響により，製品連鎖内での各主体に対する責任分配の公平性を高めること，③リサイクルを通じて，環境を改善することにより経済の発展を保障することで，総合的な「世界環境競争力[13)]」（Global Environmental Competitiveness）を向上させること，である[14)]。

ここで注目すべきなのは，製品管理責任が責任分配の公平性を重視することや世界環境競争力を目指すことである。つまり，アメリカは，一方的に責任を生産者に転嫁することよりも，共有責任の理念に基づいて，いかにして各主体に合理的に責任を分配するのかという課題を重視している。かつ，アメリカは，自国における自然環境，資源状況，社会経済という客

観的な条件を考慮し，環境保護と経済発展を同等の優先順位で捉えて共に推進することを主眼に置く。ところで，使用済み製品から生じた廃棄物を削減することは，拡大生産者責任の重要な要素であるが，エネルギーの利用率の向上及び資源の節約を認識することも，拡大生産者責任の概念にとって，不可欠なものである。しかし，アメリカが資源とエネルギーの有効利用を目指すだけではなく，主に廃棄物の減量化を目指している[15)]。製品管理責任は，上に述べた目的を実現するために，製品のライフサイクル全体においての各主体に互いに協力させ，製品の環境への影響を最小化するための責任を共有させることを促進する。したがって，西北部の諸州が製品管理責任を従来の経済の制度と政策の仕組みに導入したことは，変化し続けているグローバル経済の中で，当地域の総合的な競争力を維持するための重要な手段であるといえる[16)]。

⑵製品管理責任の特徴及び拡大生産者責任との異同

製品管理責任は，共有責任モデルに基づいた，アメリカにおける環境，経済及び社会の目標を達成する政策理念でもあり，拡大生産者責任から由来した概念である。製品管理責任と拡大生産者責任の最終責任モデルとの基本的な相違点は，理念上において，「製品」に重点を置くか，それとも「生産者」に重点を置くかという問題である。確かに，両者には，生産者に環境に配慮した製品設計を行うインセンティブを与えるという同様の特徴がある。そして，実施上において，両者における基本的な相違点は，責任分担の方式である。「生産者」に重点を置いた拡大生産者責任の特徴は，製品の使用済み段階における物理的/経済的責任を地方自治体から製品のライフサイクルの上流の生産者に転嫁することである。それに対し，「製品」に重点を置いた製品管理責任の特徴は主に以下の二点である。すなわち，①主体や内容に対する責任を明確にしないこと，もしくは製品の使用済み段階の責任を製品のライフサイクル全体に広げることである。②製品連鎖内において，単一もしくは複数の責任者に，製品の環境への影響を軽

減する責任を共有させることである[17)]。したがって，製品管理責任は，製品自体の各段階から考慮し，製品のライフサイクル全体において協力の管理を通じて，環境への影響の軽減を実現する概念である。拡大生産者責任は，製品の使用済み段階において，生産者に責任を負担させることを通じて，製品の外部不経済の内部化を実現する概念である。すなわち，結果は同様であるが，両者の出発点と目的は異なっているといえる[18)]。

したがって，製品管理責任は，製品連鎖内での各主体の公平，効率及び社会の受容度を考慮し，それらを重視する概念である。製品管理責任における理想的な責任分担の仕組みは以下のようなものである。すなわち，①生産者が使用済み製品の回収やリサイクルの経済的責任を負担すること，②消費者が関連する税金及び使用済み製品の適正な収集や排出の物理的責任を負担すること，③小売業者が使用済み製品の引き取り，保管，運搬及び引渡しの物理的責任を負担すること，④各レベルの政府が使用済み製品の回収，リサイクル及び処分に関連する方針の制定，またはただ乗りの問題を防ぐ取り組みを行う責任を負担すること，という製品のライフサイクル全体から，製品の環境への影響を低減するための責任を共有する仕組みである[19)]。しかし，各主体に責任を共有させることは，生産者の具体的な物理的責任も経済的責任も明確に規定しないため，使用済み製品と廃棄物の管理に対する主要な責任負担者をはっきり示さず，さらに各主体の役割をそれぞれが果たさない可能性がある。なお，拡大生産者責任は，生産者に責任を負担させるに伴い，生産者に環境に配慮した製品設計に適切なインセンティブを与えることも重視している。それに比べれば，製品管理責任は，製品連鎖内の各主体に，製品のライフサイクル全体における環境への影響の軽減の責任を負担させるので，特に生産者にインセンティブを提供することにはならない[20)]。アメリカの政策策定者は，拡大生産者責任の導入に対して，強い抵抗を示した。アメリカでは，製品の製造過程や材料選択に対する厳しくて強制的なガイドラインが極めて少ないのである[21)]。

ここで，製品管理責任と拡大生産者責任の異同に移る。拡大生産者責任と製品管理責任においては，生産者に対する責任の要求が異なっている。以下の図表[22]において，柔軟な製品管理責任から強制的な拡大生産者責任まで，生産者の責任に対する要求の強さが示されている。

製品管理責任	共有生産者責任[23]	生産者責任	拡大生産者責任

--------------------------> 生産者の責任の強さ ----------------------------->

製品管理責任における内容により，「製品責任」は，「生産者責任」と異なって，より広い概念であるといえる。すなわち，①責任範囲は，製品のライフサイクル全体にわたり，特別に使用済み段階のみに限定しない。②責任は，製品のライフサイクルに係る個人，行政及びすべての産業界によって共有される。すなわち，「生産者」に特定することはない。③責任は，必ずしも物理的あるいは経済的なものに限定されない。例えば，消費者に対する環境情報の公表責任や製品の所有権をベースにした生産者の責任等である。④強制的な責任ではなく自主的な責任を基本とするという四点である[24]。以上の四点において，最も重要なのは，製品のライフサイクル全体において，製品連鎖内での各責任者に責任を共有させるということである。つまり，製品のライフサイクル全体における環境への影響には，上流の原材料の選択，生産プロセスの技術及び製品の設計から下流の製品の使用，廃棄及び処分まで含まれている。

製品管理責任の最適制御論によれば，製品のライフサイクル全体の各段階において，環境への影響を軽減するための能力がある責任者は，より大きな責任を負担すべきである。例えば，生産者は，環境への影響を軽減するために，環境に配慮した製品設計の責任を担うとともに，製品の使用済み段階において，生産段階の設計でも除去できなかった環境への影響を軽減するために，物理的/経済的共有責任も担うことになる。なぜなら，生

産者は，製品連鎖内での各主体のなかで，製品のライフサイクル全体においての環境への影響を軽減するための最も大きな技術力と経済力等の能力を持っているからである[25)]。要するに，一方，製品管理責任は，総合的な法規制により，具体的な製品管理責任の内容を決めず，具体的な場合において，製品ごとに，各主体に分担すべき責任と役割を決めるという仕組みである。他方，具体的な運用面において，製品管理責任は，使用済み製品に関する責任を各主体に分担し，生産者，小売業者，政府，地方自治体及び消費者等の関係者にそれぞれの役割を割り当て，各主体の共同分担や協力を強調している。すなわち，各主体の共有責任により，使用済み製品の環境への影響の軽減を実現するという考えである。

拡大生産者責任と製品管理責任における主要な相違点

	拡大生産者責任	製品管理責任
基本理念	生産者責任の拡大	共有責任の分担
責任者	生産者 (製品における外部不経済の内部化)	生産者，消費者，小売業者 自治体及び関連業者 (製品に対する最適能力による共同分担)
主要な目的	使用済み段階の製品管理において，環境への影響の軽減	製品のライフサイクルにおいて，環境への影響の軽減及び経済利益の確保
責任の範囲	製品の使用済み段階	製品のライフサイクル全体
責任の画定の方法	厳格的な規制	自主的な協定
責任の内容	物理的/経済的責任	複合型の責任[26)]
典型的な手法	生産者による使用済み製品の回収	消費者・小売業者・生産者によるデポジット・リファンド

3. 製品管理責任に関する立法の動向及び主要な実施手法

⑴連邦政府における関係立法の動向

アメリカは，世界中の先進国の中で，まだ OECD における拡大生産者責任を採用する法律（連邦法）を制定していない少数の国の一つである。EPA は，製造者に製品の環境に配慮した設計の責任があり，流通業者に商品の選択と消費者への情報提供の責任があり，消費者に購入製品の選択と適切な排出の責任があるという各主体にそれぞれの責任を分担すべきとする広義の拡大生産者責任の共有責任モデルを主張している。すなわち，製品管理責任における基本的な責任分担モデルである。しかし，製品管理責任の実現にとって，強制的な法規制を用いることではなく，事業者のボランタリーな取り組みによることは，アメリカの社会状況によりふさわしい方法である。各主体における製品の環境への影響を軽減する能力は，製品の品質や種類により異なっているため，製品ごとに責任分担の方法も異なっている。したがって，アメリカでは，連邦法で事業者に法的義務付けを課していない状況にある[27)]。

アメリカは，1960年から廃棄物問題に取り組んできた。1965年に，まず固体廃棄物の処理方法を革新することに重点を置いて，固体廃棄物処理法（Solid Waste Disposal Act）を制定した。その後，この処理法を改定して1976年に資源保護回復法（Resource Conservation and Recovery Act，以下 RCRA という）を制定した。RCRA により，固体廃棄物の管理システムが改善され，アメリカにおける基本的な廃棄物の管理システムが計画された。RCRA には，主に二つの目的がある。すなわち，①廃棄物の悪影響から国民の健康と自然の環境を保護すること，②廃棄物の回収とリサイクルによりエネルギーと自然資源を保全することである。つまり，RCRA は，アメリカにおける現在までのリサイクルの理念の基礎を定めている。1992年に連邦議会に提出された RCRA の改正案には，容器や包装物に対応する拡大生産者責任の理念が反映されていた。しかし，この法案は，議

会の反対により議決されず，不成立になってしまった[28)]。したがって，この改正案の不成立から見れば，アメリカでは，後の拡大生産者責任の理念の導入に対する厳しい反対があるといえる。

⑵州政府における関係立法の動向

全米において，ますます深刻化している廃棄物問題や環境問題に対処するために，州及び地方自治体は，製品管理責任の法制化を支持している。特に，カリフォルニア，ニューヨーク，メイン，バーモント及び西北部の諸州は，製品管理責任審議会（Product Stewardship Council）を立ち上げ，製品管理責任の法制化を推進することによって，様々な製品分野において，その理念と手法の普及に努めている。例えば，全米レベルの製品管理責任協会（Product Stewardship Institute，以下 PSI という）及びアップストリーム（UPSTREAM，旧称：製品政策協会 Product Policy Institute），あるいは西北部の製品管理責任審議会（Northwest Product Stewardship Council，以下 NPSC という）及びカリフォルニア州の製品管理責任審議会（California Product Stewardship Council）は，アメリカにおける製品管理責任の推進団体としての代表的なものである。

2006年の時点で，廃棄物の適正処理に関する製品管理責任の法律を有するのは，15州であったが，その後16州が制定し，成立した法律の数も50となった。2010年に入ってから20以上の州が40あまりの法律の制定と法案の検討を行ってきた。2014年までに，過半数の州政府が，電化製品，バッテリー，カーペット，ペイント，マットレス及び水銀含有製品等の製品分野において，製品管理責任に関する法律や法案を作った。例えば，2013年には，カリフォルニア州のバッテリー管理責任法（Battery Stewardship Act (AB488)），マサチューセッツ州の電子製品生産者責任法（Electronics Producer Responsibility Act (S357)），ニューヨーク州のペイント管理責任の法案（Paint Stewardship Bill (S4690)）及びロードアイランド州のマットレス製品管理責任法（Mattress Product Stewardship Act (S0261)）が制定された。

加えて，PSI の統計によると，2009年のメイン州やバーモント州における製品管理責任に関する立法をはじめ，2009年から2014年の間に，全米において，製品管理責任に関連する法律の制定や法案の検討は，増加傾向にあるようである[29]。

アメリカでは，各製品分野において，それぞれの個別法を制定することよりも，一つの法律で製品管理責任を一般的な方針として規定し，それを適用する製品を指定する権限を行政に与えるという枠組み法を制定すること（Framework Legislation）が最近各州の傾向である。NPSC によると，枠組み法は，各製品管理責任プログラムを通じて，製品の環境に配慮した設計を強調し，特に製品の設計段階において，資源の節約，リサイクルの難易度及び毒性がある成分の減少等を定めることに重点を置いている。枠組み法は，製品管理責任プログラムとほかの関連する環境法令の整合性も重視している。メイン州は，製品管理責任の枠組み法を制定し施行した最初の州である[30]。枠組み法というのは，法で対象品目と具体的な手法を特定せず，実施のための方針と対象品目を指定するための基準及び手続きを規定するだけで，具体的な内容を州政府部局，すなわち環境保護局に任せるという法律である[31]。州政府以下の各行政レベルにより対象品目を指定するという柔軟な政策手法の採用は，効果的に製品管理責任の概念を拡大させることになる。

⑶製品管理責任における主要な実施手法

EPA は，製品管理責任を検討し，採用したときに，政府による強制的な手法ではなく，柔軟でボランタリーな手法や仕組みを選択した。その最大の理由は，ボランタリーな手法が，社会の受容度に配慮し，各主体に容易に納得されることであるからと思われる。したがって，ボランタリーな仕組みは以下の三点において，製品管理責任を推進するとされる。すなわち，①各事業者に対して規制が少なくなること，②政府に対して内部の調整がより効率的になること，③政府がほかの関連する責任者と協力するこ

と，である[32]。したがって，EPA や地方自治体は，各主体の役割を通じて，製品における経済競争力の確保と環境への悪影響の削減を実現するために，強制的な仕組みや制度ではなく，ボランタリーな手法の実施により，製品管理責任を推進しているのである。使用済み製品の回収プログラム，リーシングシステム，製品のライフサイクル管理，最低限リサイクル含有率の要求及び川上における税・補助金の組み合わせ制度等は，代表的な手法である。

①使用済み製品の回収プログラム（Take-back or Buy-back Program）

使用済み製品の回収プログラムは，生産者が使用済み製品や廃棄された材料に対して，無料あるいは逆有料の回収，再使用，リサイクル及び適切な管理を行うことを通じて，製品連鎖内の下流において，製品の環境への影響を低減させ，または製品の再資源化を実現させるための仕組みである。このボランタリーな回収プログラムは，特に電化電子製品及び自動車の回収やリサイクルの分野において，よく利用されている。例えば，フォード・モーター（Ford Motor）社は，自動車のバンパーを回収してリサイクルして新しいバンパーの一部にしている。それゆえに，フォード・モーター社は，年間150万ポンドのプラスチックを回収しリサイクルする。フォードのように，すでに完全なリサイクルプログラムを持っている大手会社は，使用済み製品の回収プログラムを採用することになる。アメリカにおける使用済み製品の回収プログラムは，ほぼボランタリーな仕組みである。したがって，もし会社に，製品に対する自らのリサイクルプログラムがなければ，回収プログラムの受け入れも難しくなる。それゆえに，中小の会社の間では，関連する会社が協定を結んで，共同で回収・リサイクルプログラムを作り，実施することが，よく行われているようである[33]。

②リーシングシステム（Leasing System）

リーシングシステムとは，使用期間の長い製品や材料の所有権が製品連鎖内の下流の消費者にまで移らず，生産者に留保されたままであるというボランタリーな仕組みである。所有権の留保に基づいて，製品の使用権い

わゆるそのファンクションだけは，生産者から消費者にリースされる。つまり，これは，所有権をベースにした責任に基づく製品管理責任の実施手法である。したがって，リーシングシステムの下で，消費者は製品に関連するファンクションやサービスを利用するにすぎず，生産者はその所有権を留保する。このプログラムは，カーペット等の製品の分野において，最も利用されている。例えば，インタフェース（Interface）社は，消費者にカーペットをリースするというサービスを提供する。同社が消費者からもらうのは，カーペットの取り付け，修理及び最終的な回収・リサイクルに関する費用のみである。そして，回収された使用済みカーペットは，すべて分解され，新しいカーペットの素材として使われる。このようなボランタリーなリーシングシステムは，製品の使用を循環化すること及び製品の使用寿命を延長することという二つの方面において，生産者の役割を強調することにより環境汚染の改善と資源及びエネルギーの節約を推進する仕組みであるといえる[34)]。

③製品のライフサイクル管理プログラム（Life-Cycle Management Programs）

製品のライフサイクル管理プログラムには，製品に対して全体から環境管理及び政府からの審査に関する様々なプログラムが含まれている。すなわち，製品のライフサイクル全体において，内部の環境管理システムから，上流の供給業者及び下流の消費者に対する協力まで広められた非常に幅広い仕組みである。例えば，製造者が，製品連鎖内での供給業者や小売業者等のほかの主体とともに，当該製品における設計段階から廃棄段階までのライフサイクル全体において，製品の環境への影響を低減するボランタリーなプログラムを作ることは，製品のライフサイクル管理プログラムの一例である[35)]。アメリカにおけるエネルギー省（Department of Energy）に属する国立再生可能エネルギー研究所（National Renewable Energy Laboratory，以下 NREL という）は，エネルギーの再生可能と効率に関する研究開発を行う基礎的な研究所である。NREL は，2007年以来，全米における電子製品のライフサイクル全体に対する製品管理責任のプログラムを推進

している。かつ，NREL は，一連の電子製品に関する購入，実施，使用及び廃棄段階の管理等の基準も制定している[36]。

④最低限リサイクル含有率の要求（Minimum Recycled Content Requirements）

最低限リサイクル含有率の要求は，RCRA に基づいて，EPA が提唱したグリーン購入プログラム（Green Purchasing Program）に対し，関連するプログラムの一つとして提出されたものである。最初はコロンビア特別区のみに実施されていた紙製品の分野におけるもので，市場で販売される紙製品には必ず最低限のリサイクル成分を含有させるという政府側の要請である[37]。現在のアメリカでは，コロンビア特別区以外にも，アリゾナ，イリノイ及びテキサス等の十数の州に，紙製品，特に新聞用紙に対する最低限リサイクル含有率の要求に関する法律がある。加えて，環境を重視するカリフォルニア州とオレゴン州には，新聞用紙のほかプラスチックやガラス製品に関する法律もある。カリフォルニア州の新聞用紙リサイクル法（Recycled Newsprint Act (AB 1305)）及びオレゴン州のリサイクル法（Oregon Recycling Act (SB 66)）は，州レベルにおける代表的な法律である[38]。

⑤川上における税・補助金の組み合わせ制度（UCTS：Upstream Combination Tax/Subsidy）と強制デポジット制度及び前払い処分料金制度の見直し

川上における税・補助金の組み合わせ制度[39]（以下，UCTS という）は，生産者が支払う製品に関する税と廃棄物処理業者や地方自治体に支給する補助金との組み合わせである。すなわち，UCTS は，生産者が支払った税を補助金にあてる仕組みであり，生産者に原料の選択や製品の設計を改善することを要請し，リサイクルを支援する財政的なメカニズムを提供することである。最終的に，生産者の再使用及びリサイクルの実施と地方自治体による分類や回収の協力を通じて，処分される製品の原材料量を減少させることを目的とする。このような政策手法の組み合わせは，ピグー税[40]の一種として，製品の外部不経済を軽減するための支出を減少させるに伴い，昔の収入方法を新しいルートに代えて，その収入も増加させる

という効率的な経済的手法である。

同じく回収・リサイクルを通じて固体廃棄物処理を改善することを目指すため，UCTS がデポジット・リファンド制度[41)]と同様の手法であるとよく思われている。デポジット・リファンド制度は，アメリカにおいて一般的に通用されている製品管理責任に関する経済的手法である。この手法は，消費者の利便性を考慮し，経済的なイセンティブを提供する仕組みであり，主に消費者，小売業者及び小売業者の間における共有分担を通じて，廃棄物の減量化や使用済み製品のリサイクルを実現するものである。アメリカにおける11の州において，容器のデポジット立法（Container Deposit Legislation）という典型的な製品管理責任に関する立法がある。しかし，UCTS が行政コストや適用範囲において，デポジット制度よりも効率的な理念であるとよくいえる[42)]。デポジット制度に対する批判の根拠は以下のような行政コストや適用範囲等の二点である。調査によると，行政コストの問題において，バーモント州では，分別収集コストが228ドル/トンであるのに対してデポジット制度が448ドル/トンである。また，適用範囲の問題において，デポジット制度は，飲料容器以外にほとんど適用されないのである。したがって，昔に導入されたデポジット・リファンド制度が現在の効率的な理念と矛盾しているので，その制度を見直す必要があるとされる[43)]。並びに，UCTS における補助金の仕組みと似ていて，廃棄物処理のために料金が徴収されるという前払い処分料金制度[44)]（Advance Disposal Fee）の概念がある。しかし，アメリカの学界によると，同様に廃棄物排出量の10％を減らすことを実現するために，UCTS が45ドル/トンであるのに対して，前払い処分料金制度が85ドル/トンである。したがって，結果から見れば，UCST における上述した支出や収入という両方から取りかかることは，製品管理責任の実施や環境への影響の軽減に対して非常に重要であるといえる[45)]。つまり，生産者と地方自治体の共同分担に基づいて，税・補助金という組み合わせにより，製品の分別収集やリサイクルの効率は大幅に上がることができる。このような収集と支出の

両方から取りかかる政策の組み合わせは，製品管理責任における共有責任という各主体が役割を分担するという理念を反映し，環境と経済の両方の発展を同時に推進することを保障する効率性を重視した方法であるといえよう。

4. 製品管理責任の立法の現状及びその動向――メイン州を実例として

アメリカでは，製品管理責任が大きく広められていたが，現在まで，連邦レベルにより製品管理責任を規定することはなく，すべて州及び地方自治体レベルの法規定である。また，各州における製品管理責任に関する法律も，各州の製品，市場，消費者の行動パターン及び州政府の方針等という様々な要素により，異なっている。メイン州は，立法上や実施上においても，製品管理責任を適用し実行することを通じて，廃棄物の減量化と使用済み製品の再使用及びリサイクルという循環経済の 3R を非常に重視する典型的な州である。メイン州は，主に電化製品の分野において，製品管理責任の法制度を適用している。具体的には，ボトル，携帯電話，充電式のバッテリー及び水銀含有製品（サーモスタット，自動スイッチ及び電灯）という四種の製品において，製品管理責任プログラムを実施している。加えて，アメリカにおける最初の製品管理責任に関する枠組み法も制定した。例えば，1978年に制定された飲料容器の回収法（Returnable Beverage Container Law），2001年の水銀自動スイッチ法（Mercury Auto Switch Law），2004年の電化製品廃棄物リサイクル法（E-Waste Recycling Law），2005年のサーモスタットリサイクル法（Thermostat Recycling Law），2007年の携帯電話リサイクル法（Cell Phone Recycling Law），2009年の水銀灯リサイクル法（Mercury Lamp Recycling Law）及び2010年の製品管理責任の枠組み法（Product Stewardship Framework Law）はその例である。メイン州は，様々な電子製品管理責任プログラムや関連する法律及び製品管理責任枠組み法によって，アメリカにおける，製品管理責任の導入についてのリーダーのような存在であるといえる[46)]。

⑴製品管理責任の枠組み法

全米の33州において，50本以上の製品管理責任に関する法律が制定された。州レベルにおいて，各製品分野における様々な立法の増加は，製品管理責任プログラムの発展が不均等になることを引き起こす。したがって，これを防ぐために，製品管理責任の枠組み法は，製品管理責任プログラムに適用させる対象品目を指定するための，基準や手続きを規定する。加えて，枠組み法は，製品管理責任プログラムの主要点を明確にすることにより，州レベルにおける関連する各プログラムの調和や立法過程の合理化を実現することができるといえる。つまり，枠組み立法における最大の目的は，今後より広い製品分野において，製品管理責任の適用や具体的なプログラムの実施のために，関係する手続きと基準を明確にすることである。2010年にメイン州に制定された製品管理責任の枠組み法は，全米において，製品管理責任の基本的な方針を新しい製品分野に合理的で効率的に適用させるための最も早い立法例である[47)]。

①枠組み法の立法背景及び原則

枠組み法は，製品管理責任に関する一般的な概念の解釈，実施のための方針，通常の判断基準，関連するプログラムや計画の作成要求，事業者の報告や情報提供及び違反した場合の罰則等という全体からの方針を規定するとともに，製品の対象品目を指定する権限，製品管理責任のプログラムと計画の制定，再使用とリサイクルの要求，製品の回収と処理のシステムの提案及び事業者の実施に対する監督等という具体的な権限を各地の関係行政部局に付与する。したがって，枠組み法は，同法で製品管理責任を適用させる具体的な製品を特定せず，その対象品目を指定する権限に対する基準や手続きだけを定めている。例えば，メイン州の枠組み法における主要な立法内容には，以下のような六点がある。すなわち，第一に，指定する製品の基準を定めることである[48)]。例えば，自然環境と公衆の健康及び安全に危害を与える可能性，あるいは自然資源を過度消耗する可能性がある製品を対象品目に指定する必要がある。第二に，製品を指定する権限

を確定することである[49]。つまり，新しい製品を指定する権限は，立法機関にあるか，行政機関にあるか，それとも立法と行政の共有にあるのかという問題である。メイン州の枠組み法は，立法と行政の共有というアプローチで製品を指定する権限の共有を実現させる。第三に，関連する製品管理責任プログラムにおいて，各主体の経済的責任を明確にすることである[50]。多数のプログラムにおいて，製品の使用済み段階の再使用，リサイクル及び適切な処分にかかわる料金は，主に生産者に負担される。しかし，その料金の一部を製品価格に上乗せて，消費者に負担させるという仕組みも一般的に認められている。第四に，生産者における製品管理責任の計画とプログラムを報告することである[51]。製品管理責任がボランタリーな仕組みであるので，プログラムの計画と実施を監督することは非常に重要である。生産者には，それぞれの製品管理責任プログラムの実施計画や進捗状況を定期的に各地の関係行政部局に報告する必要がある。第五に，達成目標を設定することである[52]。政策策定者と生産者には，協定を通じて，生産者が提出した製品管理責任プログラムに基づいて，切実で有効な達成目標を検討することが必要とする。第六に，法の施行を保障することである[53]。各地の政府部局には，法律実行を保障するために，相応な罰則を制定することが必要である。例えば，不従順な生産者の販売を禁止することは最も通用されている罰則である。

アメリカ東北部において，各製品管理責任審議会は，東北部諸州における州政府に対し，連合で製品管理責任の枠組み立法の原則を提出した。主に以下のような五点である。すなわち，第一に，生産者責任である。生産者は，製品のライフサイクル全体においての環境への影響を削減するために，製品管理責任プログラムの設計，管理，実施及び支援を行って，あるいは既存のほかのプログラムに参加する。また製品管理責任プログラムには，使用済み製品の回収，運搬に対する経済的な支援と再使用，リサイクル及び処分の負担という二つの要素がある。第二に，共有責任である。小売業者は，製品管理責任プログラムに関与した生産者の製品しか販売しな

い。州及び地方自治体は，生産者と小売業者とともに，製品管理責任プログラムを推奨する。消費者は，生産者等に作られた回収システムを利用して使用済み製品を引き渡す。第三に，行政上の監理の仕組みである。行政管理部局は，製品管理責任プログラムの指定基準と目標を定め，そのプログラムの具体的な実施と運用を監督し保障する。第四に，経済的責任である。生産者は，製品価格への内部化あるいは輸送業者及び小売業者との共同の仕組みにより，製品管理責任プログラムの経済的責任を負担する。第五に，環境保護である。製品管理責任プログラムは，製品の再設計，再使用，リサイクル及び最終処分の改善を通じて，ほかの環境立法と協同して使用済み製品の環境への影響の軽減を実現する[54)]。

②メイン州における製品管理責任枠組み法

製品管理責任枠組み法（An Act To Provide Leadership Regarding the Responsible Recycling of Consumer Products）は，メイン州法令集第38編第18章第1771条から第1776条までの条文であり，製品管理責任に関連する位置づけ，製品管理責任プログラムの定義及び対象製品を指定する基準や手続き等を定めている。この枠組み法の内容には，以下のような四つの要点がある。

まず，同法の第1771条は，メイン州において，製品，製品管理責任，製品管理責任プログラム，再使用，リサイクル等の基本的な概念を明記している。その中の最も重要なものは，一般的に通用している製品管理責任及び製品管理責任プログラムという概念を定義していることである。すなわち，製品管理責任というのは，「生産者が，製品の設計から使用ずみ段階まで，製品のライフサイクル全体において，製品管理と環境への影響の軽減に責任を負う」ということである。また，製品管理責任プログラムというのは，「生産者が，各自で，あるいは共同で，使用済み製品の回収，運搬，再使用，リサイクル及び処分のために，制定し，管理し，または経済的な支援を行うためのプログラム」ということである[55)]。メイン州の製品管理責任における運用面において，対象品目に製品管理責任を適用させ

ることは，主に製品管理責任プログラムを通じて，製品連鎖内での各責任者に製品のライフサイクル全体における物理的責任や経済的責任を負担させるという共有責任の仕組みを用いることで実現されている。したがって，製品管理責任プログラムが各製品分野における製品管理責任の適用や実施に対する基礎的な手法であるので，その基礎を枠組み法で明確にさせることは，個別な立法にとって重要な前提であるといえよう。

次に，同法の第1772条第 1 項は，製品管理責任が州政策として，州における廃棄物管理制度の一環であると規定している[56]。製品管理責任は，生産者及びほかの各責任者に対し，市民の健康や安全，自然の環境，資源の節約及び廃棄物の削減等のための様々な義務付けを行うことによって，州における固体廃棄物の管理制度の重要な構成要素として，同制度を改善し推進することができる。したがって，同項は，枠組み法として製品管理責任の位置づけと重要な役割を明記している。

さらに，同法の第1772条第 1 項から第 5 項において，新たな対象品目について，製品管理責任プログラムを新しく策定し，あるいは既存の製品管理責任プログラムに導入するときに，その対象製品を指定するための具体的な手続きが規定されている。この条文は，製品を指定する権限を立法機関あるいは行政機関のどちらか一方に与えるのではなく，両方に共有させるという製品管理責任の共有責任モデルと同様の考え方により，対象製品を指定するために，運用面の実効性が高くて合理的な標準化の手続きを定めている。この法律が規定する手続きは，大体以下のような流れである。すなわち，①行政機関としてのメイン州政府の環境保護局（the Maine Department of Environmental Protection，以下 DEP という）は，総合的な考慮により，新しい対象製品を既存の製品管理責任プログラムに入れさせるのか，それとも新しい製品管理責任プログラムを策定するのかという優先順位を決める。②DEP は，立法機関としての議会の起草委員会に対して，新しい対象製品の指定，既存のプログラムの改正の必要性，あるいは新しいプログラムの策定の必要性を提言し，報告を提出する。この過程におい

て，生産者及びほかの責任者の提案と意見も認められている。③起草委員会は，その報告を審査し，既存のプログラムの改正，あるいは新プログラムの策定を決めて，議会に法案を提出する。④議会は，法案を可決し，法律により新しい対象製品の指定や製品管理責任プログラムの策定を決定する[57]。以上において，メイン州は，対象製品を指定する権限を行政機関と立法機関に共有させることを通じて，様々な製品分野において，製品管理責任の適用及び新しい対象製品の指定の過程を標準化させ，共通のアプローチを定めている。これは，製品管理責任の立法面において効果的な方法であるとアメリカの各州のモデルにされている[58]。

最後に，同法の第1776条第１項から第11項において，製品管理責任プログラムに関する具体的な要求や基準が規定されている。プログラムの基準は，主に以下の三点である。すなわち，①製品管理責任プログラムは，廃棄物の回収，再使用，リサイクル及び処分を内容とする。②リサイクルは，焼却及び熱回収を含まない。③この規定は，紙製品には適用しないが，消費者製品の容器包装に適用する。さらに，以上のプログラムの基準以外に，この条文は，以下の四点を生産者と州政府に要請している。すなわち，①生産者は，新しい対象製品に対し，適切な回収・リサイクルプログラムを策定し，経済的責任を担う。②生産者は，策定した製品管理責任プログラムを１年以内に DEP に報告する。③DEP は，生産者が策定した製品管理責任プログラムを承認し，公表する。④生産者は，DEP に対して，そのプログラムの進捗状況を定期的に報告して，DEP の審査と監督を受ける。この四点は，上述した対象製品の指定に関する手続きの四点と合わせて，製品管理責任プログラムの提案，審査，立法及び実施の流れになっている[59]。

つまり，メイン州における製品管理責任の枠組み法は，製品管理責任を適用させる製品の指定を広げること，関連する製品管理責任プログラムの策定及び実際の運用面における柔軟性や効率性を促進すること等を目的として，既存の飲料容器と電化製品廃棄物等の個別法及び個別のプログラム

と同様に，今後の新たな製品分野において，より大幅に製品管理責任を適用させるための方法である。特に，この枠組み法は，柔軟でボランタリーな製品管理責任プログラムを法律で定めることを通じて，製品管理責任が適用される製品の種類や分野をより広く推進することに役立っており，アメリカにおける先陣を切った取組みといえる。現在，アメリカでは，メイン州の枠組み立法の実践に基づいて，カリフォルニア，ワシントン，ミネソタ，ロードアイランド，バーモント及びオレゴン等州でも同様の枠組み法の制定が検討され，法案作りが推進されている。なお，枠組み法は，州レベルにおける製品管理責任の立法手法に対する参考になるだけではなく，連邦レベルでの製品管理責任立法の標準化と多元化という方向に示唆を与えているといえる[60)]。

⑵飲料容器の回収法

メイン州における飲料容器の回収法（通称 Bottle Bill，以下ボトル法[61)]という）は，当地において，飲料容器廃棄物の排出量を削減し，ボトルの再使用やリサイクルを推進するために，1978年に制定され，2009年に修正された最も早い製品管理責任の関連法である。ボトル法は，アメリカにおいて一般的に通用しているデポジット・リファンド制度に基づく容器デポジット立法の一つである。アメリカの11州には，ボトル法がある。ボトル法の目的は，主に消費者に使用済み飲料容器を適切に収集，排出させることにより，廃棄された容器に対する埋立て量の削減を実現することである。同法は，第28章で対象品目に対する認定及び各責任者の責任の内容を以下のように定めている。

まず，対象品目についてである。メイン州は，ガラス，プラスチック及びメタル製の飲料容器をデポジットの主要な対象品目とするだけでなく，ワイン等のアルコール製品のボトルまでも回収品目[62)]に指定し，全米において最も広い対象品目の範囲を規定しているといえる。なお，メイン州では，一つの飲料容器のデポジットが５セントであり，一つのワインやア

ルコール容器が15セントであると規定されている[63]。次に，回収，保管及びリサイクルの責任を担う各責任者についてである。ボトル法に規定された各責任者には，生産者，小売業者及び消費者以外に，引換センター[64]（Redemption Center）という重要な中間施設もある。具体的なデポジット・リファンド制度の流れは，メイン州法令集第32編第28章第1866条により以下のように規定されている[65]。①小売業者は，生産者から製品を仕入れるときに，それぞれの飲料容器のデポジットの料金を生産者に支払う。②消費者は，小売業者から製品を購入するときに，それぞれの飲料容器のデポジットの料金を小売業者に支払う。③消費者は，使用済みの飲料容器を小売業者あるいは引換センターに引き渡し，そのデポジットのリファンドをもらう。④小売業者や引換センターは，収集された飲料容器を材料やブランドにより分類し保管する。⑤生産者は，小売業者や引換センターからその容器を引き取り，デポジットの料金及び収集・分類・保管に対する手数料[66]を支払う。⑥生産者は，使用済み容器の再使用，リサイクル及び適切な処分を行う。なお，メイン州では，州境を超える違法な容器の引き換えを防ぐために，大量の容器の引き換えには，当事者の情報を記録する必要がある[67]。

つまり，ボトル法は，メイン州において最も早く利用されている製品管理責任に関する代表的な実例である。メイン州は，以上に述べたように，デポジット・リファンド制度という共有責任を重視する共同分担の方法により，飲料容器の回収・リサイクルを行っている。すなわち，生産者，小売業者及び消費者に責任を共有させるという製品管理責任は，地方自治体・納税者の負担を減少することができる。したがって，飲料容器のリサイクル率は，ほぼ90％であり，ほかの製品の35％のリサイクル率よりはるかに高いのである。また引換センターは，地域社会に様々な新しい職を提供できる[68]。したがって，ボトル法における製品管理責任の共有分担の方法は，就職率の向上と使用済み容器の回収・リサイクルという経済と環境のバランスを目指した方法なのである。

⑶電化製品廃棄物リサイクル法

2004年に実施されたメイン州における電化製品廃棄物リサイクル法（An Act to Protect the Public Health and the Environment by Providing for a System of Shared Responsibility for the Safe Collection and Recycling of Electronic Waste）は，全米の電化製品廃棄物分野における最初の製品管理責任の共有責任を反映する法律である。この法律は，メイン州において，廃棄されたテレビやパソコンの回収やリサイクルのシステムを確立し，地方自治体，輸送業者，生産者，リサイクル業者及び DEP におけるそれぞれの共有責任と役割を規定している[69)]。電化製品廃棄物リサイクル法における製品管理責任に関することは，メイン州法令集第38編第16章第1610条に規定されている。この条項は，各責任者の役割と小売業者の販売禁止という以下の二つの重要な内容を有している。

第一に，メイン州における電化製品廃棄物にかかわる生産者，地方自治体，輸送業者，リサイクル業者，DEP，小売業者及び消費者の役割分担についてである。共有責任における主要な分担の流れは以下のようなものである。①消費者は，自らの電化製品廃棄物を近所の回収所（Collection Site）に無料あるいは有料で引き渡す[70)]。②地方自治体は，住民の近くに必ず電化製品廃棄物の回収所を設置し，回収された電化製品廃棄物を適切に廃棄物の輸送業者に引き渡す。③輸送業者は，収集された電化製品廃棄物を製造業者ごとに分類し，それを DEP に報告する。そして，州政府の基準に達したリサイクル業者に引き渡して，関係する生産者に料金の徴収要求書を送付する[71)]。④リサイクル業者は，電化製品廃棄物のリサイクルを行い，製造業者は，このプログラム全体における経済的責任を担う。⑤DEP の責任は，電化製品廃棄物の収集，輸送及びリサイクルの基準の制定，輸送業者とリサイクル業者の認定，生産者の取り組みの評価，地方自治体のプログラムの実施の監督等である。

第二に，小売業者の販売禁止に関する規制である。メイン州は，生産者にその責任と役割を果たさせるために，同法において，小売業者に対する

特定の製品販売の禁止を規定している。すなわち，小売業者に対し，同法に規定されている義務付けに従わなかった生産者の電化製品や DEP で登録されていない電化製品の販売を禁止することである[72)]。

メイン州は，生産者及び地方自治体等の間に責任を共有させるという共有責任モデルを適用し，電化製品廃棄物の回収等の物理的責任を地方自治体に転嫁している。州政府の調査によると，全米の電化製品廃棄物分野において，生産者に収集や回収等の物理的責任を担わせない州は，メイン州のみである。しかし，その代わりに，メイン州における生産者は，共有責任の考えに基づいて，各自の市場占有率により，自社の電化製品だけではなく，生産者が明確ではないかあるいは生産者が存在していない等の「孤児製品」のリサイクルの経済的責任を担わなければならない[73)]。電化製品廃棄物リサイクル法は，製品のライフサイクル全体という立場から，消費者，生産者，地方自治体，輸送業者及び小売業者等という責任者それぞれに責任を分担させて，各責任者の協力の仕組みを推奨する[74)]。

二．中国における拡大生産者責任

1．中国における拡大生産者責任の背景

急速な経済発展に伴う大量生産・大量消費・大量廃棄という現行の社会経済システムによって，環境汚染や生態破壊等の問題はますます深刻化している。特に，中国における深刻な廃棄物問題は，持続可能な社会を築くことに対して，最も大きな障害であるとされる。したがって，中国にとって，適量生産・適量消費・リサイクルを通じて，資源と製品の循環化を実現するための持続可能な社会へ根本的な転換は，最優先の目的であるといえよう。しかし，中国では，経済の発展を確保することが非常に重要であるので，経済発展と環境保護の両方を確保することが最も切実で有効な仕組みであると思われる。したがって，中国では，資源を有効に利用して経

済発展を促進する同時に，環境汚染を改善するという「循環経済社会」の構築への取り組みが積極的に行われ，広められている。「循環経済社会」を構築するには，循環経済の基本原則としての「3R」により，廃棄物問題に取り組むことで，生産活動を循環化させることが不可欠である。したがって，ますます深刻化している廃棄物問題の対策として，中国は，立法等を通じて，拡大生産者責任を一定の程度で確立している。現在まで，中国には拡大生産者責任のための特別の法律はないが，近年制定された法令や条例[75]の中に，拡大生産者責任の理念を反映しているものがある。

2. 中国における拡大生産者責任の理論状況

現在の中国において，拡大生産者責任に対する研究は，OECD の理念及びほかの先進国の実施制度の紹介に集中している。一部の学者は，拡大生産者責任に対する理論上の捉え方や実施制度の適切性も検討している。中国において，共通に認識された拡大生産者責任に対する専門な定義はまだないが，一部の学者は，各自の理解及び認識により，中国における拡大生産者責任を解釈している。谷徳近は，「拡大生産者責任は，生産者が使用ずみ製品の回収やリサイクルを通じて，製品の環境への影響を軽減するために，負担する法的義務付けである[76]」と定義する。王幹は，「拡大生産者責任は，生産者を主要な責任負担者とし，すべての責任者が，製品の使用ずみ段階において排出された廃棄物の回収，リサイクル及び処分を負担する拡大された責任である[77]」と定義する。唐紹均は，「拡大生産者責任は，国が廃棄物問題に対処するために，強制的あるいは自発的な手法を通じて，生産者に拡大された法的義務付けられるものである」と定義する。そして，中国全人代委員会における環境立法委員長であった孫佑海は，以下のように拡大生産者責任を定義している。すなわち，「拡大生産者責任とは，汚染者負担原則という概念の延長であり，製品の製造者及び輸入業者は，製品のライフサイクル全体において，環境への影響を軽減する責任を負担する。拡大生産者責任には，主に環境汚染の軽減，生態破壊

の回復及び自然資源とエネルギーの利用の改善等の責任が含まれている[78)]」という。

⑴拡大生産者責任概念における「生産者」に対する議論

中国において，拡大生産者責任における「生産者」に対する定義には，主に二つの議論がある。一つは，高暁露によるもので，生産者という概念を広義に解釈するものである。すなわち，ここでいう「生産者」は，通常の製品を製造する製造者のことだけではなく，製品連鎖内において，製品に関するすべての主体を「生産者」であると見なすものである。広義の「生産者」には，製造者や輸入業者だけでなく，小売業者，消費者及び政府も含まれている。生産者が製品の使用済み段階までの責任を負担すべき最大の理由は，拡大生産者責任についての最適制御論の理論的帰結にある。すなわち，製品のライフサイクル全体において，生産者は，製品の設計，原材料の選択及び使用済み製品の再使用とリサイクルに対して，最も能力がある主体である。それゆえに，最も能力がある生産者に最大の責任を担わせるとともに，生産者以外の各関係責任者には，それぞれの能力範囲に基づいて，相応の責任を負担する必要がある[79)]。これは，責任分担論における最適制御論に基づいて責任を分担するという拡大生産者責任の捉え方である。

もう一つは，唐紹均による生産者に対する通常の解釈である。すなわち，拡大生産者責任における責任主体である生産者は，製品を製造する生産及び輸入する輸入業者のみである。外部不経済の内部化理論によると，拡大生産者責任は，生産による外部不経済を内部化させるため，その拡大された責任の範囲を生産者に限定することになる。小売業者は，生産者からの製品を消費者に販売するにすぎず，拡大生産者責任の主体として責任を負担する必要がない。生産者が小売業者に回収や分類の作業を依頼することは，生産者が一部の拡大生産者責任を小売業者に委託することにすぎないため，小売業者は，生産者としてその責任を負担するわけではないの

である。したがって，製品連鎖内において，生産者以外の責任者の役割が必要であるが，小売業者，政府及び消費者が負担するのは，製品の環境への影響を軽減するために，生産者に協力する責任だけであって，生産者が負担する拡大生産者責任と全く異なった概念であるといえる[80)]。

⑵拡大生産者責任概念における「拡大」に対する議論

拡大生産者責任における「拡大」は，伝統的な生産者における製造物責任に対峙するものである。すなわち，製品の使用済み段階まで生産者の責任を拡大させるという概念である。しかし，具体的に生産者の責任をどこまで拡大させるのかは，各国において，それぞれの社会状況や廃棄物問題により異なっている。中国においては，生産の初期段階まで生産者の責任を拡大させるという唐紹均の主張と製品の使用ずみ段階のみに生産者の責任を限定させるという王幹の主張の二つがある。

まず，唐紹均によると，拡大生産者責任は，使用済み段階の回収，再使用及びリサイクルだけではなく，生産の初期段階から消費段階まで生産者の責任を拡大させる。拡大生産者責任には，生産者による使用ずみ製品の回収やリサイクル責任以外に，環境保護的な設計・生産等の汚染予防責任及び環境情報の公表責任が含まれている。すなわち，生産の初期段階まで生産者の責任を拡大させるには，環境に配慮した製品設計，環境保護的な原材料，資源，エネルギー及び技術の採用，または清潔生産の責任等の内容が含まれている。つまり，拡大生産者責任において，汚染予防責任は，循環経済における「減量化」に対応する概念であり，回収・リサイクル責任は循環経済の「再使用・リサイクル」に対応するのである。この議論は，主に循環経済理論[81)]に基づいての考え方である。すなわち，拡大生産者責任の概念は，循環経済の「3R」原則を反映し，循環経済理論の一部であるという主張である[82)]。これに関連する実定法における生産者による汚染予防責任及び拡大生産者責任の特徴については，また後で述べる。現在の中国の学界において，この循環経済理論をベースにした，生

産，消費及び廃棄という三つの段階まで生産者責任を拡大させるという主張は，拡大生産者責任の内容に対する主流の議論である。

これに対して，生産の初期段階まで生産者の責任を拡大させず，製品の使用ずみ段階に限定させるという王幹の主張がある。すなわち，OECDにおける拡大生産者責任の理念と同様に，生産者に強制的に清潔生産の責任を負担させるのではなく，生産者による使用ずみ段階の責任を通じて，生産者の清潔生産にインセンティブを与えるということは，拡大生産者責任の核心部分をなすものである。生産者の責任を使用ずみ段階まで拡大させるのは，拡大生産者責任における「拡大」という中身を反映する。生産の初期段階及び消費段階における生産者の責任は，製造物責任の一種であり，拡大された責任者の責任とは異なった概念である。つまり，生産者の清潔生産責任及び環境情報の公表責任は，拡大生産者責任における環境に配慮した製品設計に関する責任からは理論上に引き出すことができないという主張である[83)]。

⑶拡大生産者責任概念における「責任」に対する議論

拡大生産者責任概念における「責任」は，「Liability」や「Responsibility」のどちらを指すのかという拡大生産者責任に対する基本的な概念を明確にする必要がある。中国において，「Liability」と「Responsibility」のそれぞれには，責務や法的責任という両方の意味が含まれている。しかし，「Liability」とは，主に責務に違反した場合，相応な不利益を受けるという法的責任を指すことである。それに対し，「Responsibility」とは，主に責務であり，役割責任の意味を指すことである[84)]。

李艶萍によると，拡大生産者責任には，物理的責任，経済的責任，情報的責任及び所有権をベースにした責任等という様々なタイプの責任が含まれている。その中に，最も重要なのは，使用済み段階の製品の回収やリサイクルに対して，生産者が負担した物理的責任及び経済的責任である。李艶萍が主張するのは，物理的・経済的責任は，性質上から見れば，生産者

に対する責務のことである。すなわち，各主体の役割だけを示して，相応な不利益を受けるという法的責任を示していない。しかし，拡大生産者責任には，物理的及び経済的責任以外に，生産者が負うべき製品による使用済み段階の環境汚染に関する責任も含まれている。この製品による環境汚染に関する責任は，性質上から見れば，環境に対する不法行為と見なされ，環境の損害賠償責任の一種である。したがって，この責任は，法律上の不利益を受けることを示して，法的責任であるといえる。拡大生産者責任における所有権をベースにした責任は，明らかに法的責任を示している。つまり，拡大生産者責任は，物理的・経済的責任という責務及び製品による環境汚染の損害賠償責任という法的責任の両方を含み，総合的な概念であると思われる[85)]。

しかし，これに対して，上に述べた拡大生産者責任に対する定義のように，谷徳近は，拡大生産者責任における責任は単なる生産者に使用済み製品の回収やリサイクル等の物理的・経済的責任を担わせ，生産者に対する責務であるにすぎないと主張する。すなわち，拡大生産者責任は，社会全体が負担した製品の外部不経済を内部化させることにより，環境への影響の軽減や資源利用の循環化を実現する環境保護の制度であり，生産者が製品による環境汚染の損害賠償責任という法的責任を負担することと関係がないという[86)]。しかも，高暁露によると，拡大生産者責任における責任は，製品連鎖内での各主体が使用済み製品の回収，リサイクル及び処理を目標とし負担した相応の責務であり，不利益を受けるという法的責任ではなく，環境法の責務のみを示しているということになる[87)]。

3. 中国における拡大生産者責任の法制度

⑴拡大生産者責任全般に関する法律

①『固体廃棄物汚染環境防止法』及びその改正法

1995年に，全人代常務委員会は，『固体廃棄物汚染環境防止法』を制定した。この法律に基づき，国務院における各関連部局及び各レベルの地方

政府は，それぞれの職務の権限内において，固体廃棄物による環境汚染の防止及び管理に関する責任を負っている。かつ，同法は，2004年末を目途に拡大生産者責任の制度の導入を図る改正が行われた。改正法において，主に固体廃棄物に対する生産者における生産段階の清潔生産や汚染予防の責任[88]，使用済み段階の回収，適切な処理及びリサイクルの責任[89]，または生産者の不適切な保管に対する罰則[90]が規定されている。

『固体廃棄物汚染環境防止法』は，生産者に対し，製品における初期の生産段階や最終の処理段階において，関連する責任を規定している。例えば，製品の製造段階において，回収しやすくリサイクルしやすい環境に配慮した製品設計の促進を通じて，製品の環境への影響を削減することは，拡大生産者責任における主要な目的と同じである。また，製品の使用済み段階において，生産者に対する回収，処理及びリサイクルの要請は，拡大生産者責任が強調した使用済み製品の回収・リサイクルの要請という手法を反映している。確かに，『固体廃棄物汚染環境防止法』に規定された拡大生産者責任の責任範囲は，ほかの個別法よりも拡大されている。しかし，生産者が回収・リサイクル等の規定に従わない場合において必要な強制的な仕組み（例えば，罰則規定），あるいは生産者の回収・リサイクルに対する経済的なイセンティブ等のことが規定されないため，その法制度の具体的な実施は難しくなる。したがって，同法の拡大生産者責任制度の実効性は，低下したとされる[91]。

②『清潔生産促進法』及びその改正法

2002年に制定され，2012年に改正された『清潔生産促進法』は，廃棄物問題に対する専門的な法律ではないが，生産活動の初期段階から，資源やエネルギーの環境保護的な使用，環境に配慮した製品設計の改善，先進的な設備や技術の採用及び総合的な管理措置等という様々な清潔生産を通じて，汚染物排出の減少，環境への影響の削減，自然資源の節約及びエネルギー利用率の向上を実現するための非常に重要な法律である。2002年の旧法に規定された生産者に対する製品の回収・リサイクルの責任に関する内

容は，2008年の『循環経済促進法』の制定を受けて，2012年における改正法により削除された。『清潔生産促進法』において，製品の環境汚染を予防する生産者責任の内容，言い換えると製品の環境への影響を軽減するための製品や包装物に対する環境に配慮した設計に関する規定は，第20条 1 項のみである[92]。それにもかかわらず，『清潔生産促進法』は，中国法体系において，拡大生産者責任制度の基礎を定める法律であると思われている[93]。

③『循環経済促進法』

2008年に，中国において，省エネルギーとリサイクルの一層の促進を目指す内容を盛り込んだ『循環経済促進法』が，全人代常務委員会により承認され，2009年から施行された。同法は，「基本管理制度」，「減量化」，「再利用・資源化」，「奨励措置」及び「法的責任」等の全 7 章により構成される。その内容は，要するに，生産，流通及び消費のすべての分野において，減量化，再使用及びリサイクルを規定している。つまり，循環経済促進法は，中国の循環経済の発展に関連する法体系を整備し，循環経済活動全般を規定する基本的な法律である。本法の第 2 章の「基本管理制度」は，循環経済発展を促進し，社会生産の循環化という目的を実現するための六つの主要な手法を規定している。その手法の一つが，拡大生産者責任制度である。この法律は，中国における最初の正式な拡大生産者責任制度の立法である[94]。すなわち，『循環経済促進法』第15条は，拡大生産者責任の理念に基づいて，製品のライフサイクル全体において，生産者の回収やリサイクル責任，小売業者の回収責任，消費者の引き渡し責任及び政府の規制と管理の責任等という各責任者の責任に関することを規定している[95]。

上述した『循環経済促進法』第15条は，主に拡大生産者責任において，各責任者の責任分担を規定している。『循環経済促進法』に規定された拡大生産者責任制度において，責任主体の解釈を拡大し，具体的には，製品の製造者だけではなく，小売業者，輸入業者，消費者及び政府等という各

主体も含まれている。すなわち，各責任者における責任分担や協力の仕組みにより，初期段階の環境に配慮した設計から使用済み段階の回収・リサイクルまで，製品のライフサイクル全体において，その環境への影響を低減することは，中国における拡大生産者責任の責任分担モデルに対する捉え方であると一般的に思われている[96)]。『循環経済促進法』は，確かに上に述べた『固体廃棄物汚染環境防止法』と『清潔生産促進法』よりも，拡大生産者責任を総合的に規定している。しかし，その具体的な規定は，導き及び促進のための原則的なものに限定する。各主体の分担責任の原則が規定されたが，各責任者がそれぞれの役割を果すように，実施上の相応な保障は規定されていないのである。例えば，同法第６章の「法的責任」には，強制的な要請の法規定及び違反した場合の法的責任が規定されていなく，または第５章の「奨励措置」には各責任者に対するイセンティブとしての奨励策や促進用の手法も規定されていないのである。したがって，循環経済社会を構成するために，法制面における促進法としての『循環経済促進法』は，原則的な共同責任を規定している。かつ，実際の運用面において，製品分野におけるそれぞれの個別法の制定及び具体的な拡大生産者責任制度の確立は必要であるとされる[97)]。

⑵中央政府における個別的な命令

①『旧セメント袋回収管理弁法』

1989年に，国家建設工事部局及び物資部局等の国務院部局は，『旧セメント袋回収管理弁法』を制定した[98)]。この『弁法』は，全国のセメント業者に廃棄されたセメント袋を回収させること[99)]，または各業者の回収率[100)]及び関連するデポジット制度を規定する[101)]。

『旧セメント袋回収管理弁法』は，生産者の回収責任を規定することにより，主に廃棄されたセメント袋等の紙製品の使用を節約するという減量化を目的とする。『旧セメント袋回収管理弁法』に規定された拡大生産者責任は，主に廃棄物の回収責任を通じて，環境汚染の対処ではなく，自然

資源の節約に重点を置いている。加えて，同『弁法』は，生産者回収の実効性を保障するために，生産者の回収率を規定するだけではなく，デポジット・リファンド制度を利用して，製品の購入者の協力にイセンティブも与える。具体的に同『弁法』は，強制的な法規定や経済的なインセンティブの組み合わせにより，拡大生産者責任と類似した理念を採用する最初の立法例であると見なされている[102]。

②『電子情報製品汚染制御管理弁法』

2006年に，情報産業部及び発展改革委員会等の七つの国務院部局は，『電子情報製品汚染制御管理弁法』を制定した。この『弁法』には，電子情報製品[103]に対する生産者の汚染予防責任，いわゆる清潔生産の責任[104]，環境情報の公表[105]及び関連する法的責任が規定されている。同『弁法』は，主に電子情報の製品の清潔生産，すなわち生産者による環境に配慮した製品設計を通じて製品の環境への影響を削減するという出発点に基づいて，拡大生産者責任における生産者の汚染予防責任という部分を強調するのである。しかし，同『弁法』は，使用済み段階において，電子情報の製品に対して生産者による回収・リサイクル等の責任についてあまり触れていない。また，同『弁法』は，電子情報の製品の生産者に，製造者だけではなく輸入業者も含まれると規定している。

③『廃電化電子製品の回収処理管理条例』

2008年に，国務院は，『廃電化電子製品の回収処理管理条例』を制定した。この『条例』には，廃棄された家電製品に対して，生産者における設計段階の汚染予防責任[106]，環境情報の公表責任[107]及び廃棄された電化製品の回収，処理及びリサイクルの責任[108]が規定されている。または生産者における電化製品の回収・リサイクルに対する補助金制度に関する規定もある[109]。現在，国務院に公表され，生産者が処理しなければならない対象品目を載せた『廃電化電子製品の処理リスト』には，すでに冷蔵庫，空調，洗濯機及びテレビ等14種類の電化製品が列挙されている[110]。

『廃電化電子製品の回収処理管理条例』は，拡大生産者責任における生

産者の環境に配慮した製品設計の責任を強調するが，生産者及びほかの責任者の回収・リサイクル責任をただ原則的に規定するにすぎないため，実際の運用面において，条例の実効性が低下したとされる。しかし，ほかの個別な法律と異なり，同条例は，生産者の回収・リサイクルを促進するために，相応なイセンティブとしての補助金を提供するという処理基金制度を規定している。すなわち，既存の不法な個人営業の回収システムを修正し，有効な回収処理の制度を構築するために，処理基金制度を構築するものである。処理基金制度の構築には，以下二つの達成目標がある。まず，生産者から処理料金を徴収することは，生産者により多くの環境に配慮した製品を製造させることを促進する。次に，生産者やほかの回収・リサイクル業者に補助金を提供することは，生産者に回収・リサイクルの経済的なイセンティブを与える。したがって，強制的な規定ではなく，処理基金制度のような経済的手法は，生産者の回収処理責任を確立させることを通じて，製品における環境への影響を削減するとともに自然資源の節約も実現する[111)]。

④『再生可能な資源の回収管理弁法』

2007年に，発展改革委員会及び商務部等の六つの国務院部局は，『再生可能な資源の回収管理弁法』を制定した。『再生可能な資源の回収管理弁法』は，主に生産の回収・リサイクル活動に関連する回収・リサイクルの専門な業者の資格[112)]及び回収方法[113)]を規定している。具体的な拡大生産者責任制度に関与していないが，その回収やリサイクルの実施を保障する重要な法律である。

⑶地方レベルにおける条例

中央政府の各部局に制定された命令は，拡大生産者責任の理念を採用しているが，それは原則的な規定にすぎない。そのために，各地方政府は，それぞれの分野において，拡大生産者責任制度を地方レベルの条例に導入した。1999年に北京市政府により制定された『北京市プラスチック袋や使

い捨ての食器の使用と販売を制限する管理弁法』及び2000年に青島市政府により制定された『青島市プラスチック袋や使い捨ての食器の汚染を制御する管理規定』は，使い捨ての食器に対して，その生産者や小売業者の回収責任を規定している[114]。2000年に上海市政府により制定された『上海市使い捨てのプラスチック食器の管理弁法』は，生産者や小売業者による使い捨てのプラスチック食器の回収に対するデポジット・リファンド制度を規定している[115]。2001年に江西省人代常務委員会により制定された『江西省環境汚染防止条例』及び2002年に山東省人代常務委員により制定された『山東省「中華人民共和国固体廃棄物汚染環境防止法」の実施弁法』は，廃棄されたバッテリーの生産者，小売業者及び消費者の回収責任を規定している[116]。2002年に上海市人代常務委員会によって制定された『上海市街並環境衛生の管理条例』は，プラスチック製の廃棄物や廃棄されたバッテリーに対して，生産者や小売業者の回収と処理の責任を認めている[117]。

⑷中国における拡大生産者責任の法制度の内容，特徴及び問題点

①拡大生産者責任の法制度の内容と特徴

中国において，拡大生産者責任制度は，製品の廃棄物問題の取り組みに関係して，強制的な立法化や自主的な協定結びにより，生産者に責任を担わせるための法律制度である。その制度の内容には，主に以下のような二点がある。一つは，生産者責任の拡大である。その拡大とは，すなわち，①生産者が生産の初期段階から環境に配慮した設計等の手段を通じて，資源とエネルギーの節約または環境への影響の軽減を目指すという汚染予防責任，②製品の環境情報の公表責任，③使用済み製品に対する回収・リサイクル等の処理責任，ということである。もう一つは，拡大生産者責任の調整メカニズムである。すなわち，具体的に，強制的な法的義務付けと自主的な経済的イセンティブという二つの手法である。つまり，上述した二点の内容は，中国において，拡大生産者責任における基本的な概念と手法

であると見なされている[118)]。以下の図表は，中国において，製品連鎖内での各段階において，拡大生産者責任制度における生産者責任の内容を表示している。

拡大生産者責任制度における生産者に対する各段階の責任[119)]

原材料の選択(A)──→製品の設計・製造(B)──→運搬・販売(C)──→消費(D)
──→回収(E)──→再使用・リサイクル(F)──→処理・処分(G)

(A)(B)──→生産初期からの汚染予防責任（清潔生産の責任）
(C)(D)──→環境情報の公表責任
(E)(F)──→使用済み製品の回収・リサイクル責任
(G) ──→処理責任

中国において，様々な法令や条例に拡大生産者責任の理念を採用するときに，既存の法制度との調整及び法規定の具体的な実効性に配慮しなければならないため，拡大生産責任の法制度には，主に以下のような二つの特徴がある。

すなわち，第一に，生産者の回収・リサイクルの責任よりも，清潔生産を通じて，環境汚染を予防するという生産者責任を重視することである。つまり，他国の拡大生産者責任における使用済み段階の管理責任と異なり，(E)と(F)の段階の責任ではなく，(A)と(B)の段階の責任を重視するという傾向である。現在では，中国における拡大生産者責任の法制度は，主にバッテリー，使い捨てのプラスチック製の食器及び電子電化製品等の対象品目に対して，生産者に上に述べた汚染予防責任，公表責任及び処理責任を担わせる。しかし，各条文において，生産者に対して，生産の初期段階から環境に配慮した設計等の手段を通じて，資源とエネルギーの節約または環境への影響の軽減を目指す汚染予防責任に関することは最も多く規定されている。例えば，『固体廃棄物汚染環境防止法』第18条や第31条，『電子情報製品汚染制御管理弁法』第９条及び『廃電化電子製品の回収処理管理条例』第10条はその例である。実施手法として強制的な法的義務付けを

採用することは多い。つまり，現行制度における拡大生産者責任には，生産者の回収・リサイクル責任及び経済的なインセンティブよりも，生産者の汚染予防責任及びそのための法的義務付けを強調するという特徴がある。なぜなら，現在の中国における工業の急速な発展にとって，最も深刻な廃棄物の汚染問題は，使用済み製品の廃棄問題というよりも，生産活動による資源浪費や環境汚染という問題であろう。したがって，製品の使用済み段階において生産者による回収・リサイクルよりも，汚染予防のための法的義務付けを通じて，製品の生産段階においての環境汚染や資源浪費の問題に取り組むことが効率的で切実な方法であるといえよう。すなわち，循環経済の「3R」の推進を優先し，自然資源の節約と環境汚染の軽減を目指す「減量化」を実現することは，中国の社会状況に対して，最優先の取り組みであるとされる。なお，中国において強く提唱され広められた清潔生産は，減量化を目的とし，生産者の汚染予防責任を強調することにより，環境に適した生産活動を促進している。『清潔生産促進法』及びその改正法は，環境に適した生産活動を規定し推進している。つまり，拡大生産者責任は，生産者の汚染予防責任及び関連する法制度，すなわち生産者の環境保護的な生産及び関連する法的責任の規定をより重視しているといえよう。

第二に，製品に対する回収・リサイクルの責任を一方的に生産者に転嫁させるよりも，製品における生産，流通，販売，排出及び処理に関する具体的な状況や責任負担の公平性及び効率性等の要素に基づいて，製品連鎖内での生産者，輸入業者，小売業者，消費者及び各レベルの政府等という各責任者に責任を分担させることである。上に述べたように，拡大生産者責任の概念が最初に法律で定着された『循環経済促進法』第15条の規定は，各責任者にそれぞれの責任を分担させるという共有責任モデルの方法を明示している。加えて，同法の立法過程は，共有責任モデルの考え方という概念の出発点をさらに明確に示している。発展途上国の中国において，廃棄物や環境汚染問題に取り組むことにおいて，急速な経済や工業の

発展スピードを確保することは重要な前提である。したがって，生産者の責任を確定するには，その責任をどこまで拡大すべきなのかという問題を考慮する必要がある。すなわち，生産者の積極性にネガティブな影響を与えずに，経済発展を確保すると同時に，生産者による環境への影響を軽減することが拡大生産者責任制度の最も重要な役割なのである。または，生産者責任と消費者責任を協調し，合理的な制度を作成し，生産者と社会全体の受容度を考慮するのは，『循環経済促進法』における拡大生産者責任の理念に対する最優先の着眼点である。したがって，上述した共有責任の理念の立場から考えれば，同法は，拡大生産者責任制度ではなく，「生産者を主要な責任負担者とし，ほかの各主体が協力する拡大された責任の制度」を基本的な制度の仕組みとしたのである[120)]。つまり，中国における拡大生産者責任制度は，生産者の責任を主として，輸入業者，小売業者，消費者及び政府等の各主体の協力責任を含めた総合的な制度なのである。

②拡大生産者責任制度の問題点

1）拡大生産者責任の法制度に関する規定が散見されること

上に述べたように，拡大生産者責任制度は，様々な法令や条例により規定されている。しかし，その規定は，拡大生産者責任の原則や理念に限定しているため，具体的な実効性，関連する内容の協調性や繋がりも弱いのである。したがって，現在の中国において，拡大生産者責任の導入と適用は，主に原則や理念上の内容に限定される。すなわち，法律に規定されたものは，ただ廃棄物問題に対する製造物責任を規定するにすぎず，拡大生産者責任を目指す法規定ではないのである。つまり，現在では，様々な法律において，拡大生産者責任理念に関することが規定されているが，拡大生産者責任全般に対する統一的な認識と法体系の統一性は，まだ不十分であるといえる[121)]。

2）生産者という概念に対する定義が明確ではないこと

確かに，中国において，様々な法律により，拡大生産者責任の責任者には，製造者だけでなく，小売業者，消費者及び政府等も含まれている。し

かし，複数の責任者に対して，それぞれに負担させた具体的な責任内容を明確にしないと，共有責任の役割は，実効性を失うことになってしまう。例えば，『電子情報製品汚染制御管理弁法』には，製造者や輸入業者が共同で責任を担うということが規定されているが，一つの電子製品に対して，両者のそれぞれに具体的にどのような責任を負担させるのかについて，全く規定されていないのである。したがって，原則や理念上の共有負担モデルが確立されても，法規定からは責任を具体化できないので，法律の実効性が低下することになろう[122)]。

3）生産者責任に対する回収・リサイクルの規定が不十分であること

各国における拡大生産者責任に対する規定は，それぞれに異なっているが，ほとんどの場合において，生産者に対して，製品の使用済み段階における環境への影響を軽減する責任を要請している。しかし，中国の法令や条例は，生産の初期段階から生産者の汚染予防原則いわゆる清潔生産の責任に関する要請を主眼に置くものである。使用済み製品に対する生産者の回収・リサイクルの責任に関する要請は非常に少ない。このように生産者の清潔生産の責任を重視することは，使用済み製品の回収，再使用及びリサイクルの実施に障害をもたらし，拡大生産者責任についての法律上の適用及び実際の運用面に悪影響を与えるとされる[123)]。

4）拡大生産者責任に対する総合的な調整メカニズムが完全ではないこと

拡大生産者責任制度には，一般的に，強制的な法的義務付けと経済的なイセンティブという二つのメカニズムが含まれている。上述した法令及び条例は，拡大生産者責任に対する強制的な法的義務付けのみを規定しているだけで，拡大生産者責任制度に適合した経済的なイセンティブには触れていないのである。現在の中国における拡大生産者責任の法制度は，ほとんどの内容が推奨や促進等の規定にすぎず，違反した場合の法的責任や罰則に関する規定が非常に少ないため，法律の実効性は低いといわざるをえない。また，生産者，小売業者及び消費者の回収・リサイクルに対して，デポジット・リファンド制度のような経済的なイセンティブも定められて

いないので，実際の運用面の実効性も極めて低いのである。つまり，強制的な法的義務付けと経済的なイセンティブの両方ともに機能不全であることは，中国における拡大生産者責任の法制度の適用や施行に大きな障害になっていると思われている[124)]。

三．日本，中国及びアメリカにおける拡大生産者責任の比較

以上において，アメリカにおける製品管理責任の理念，内容及び具体的な法制度と中国における拡大生産者責任に対する認識，議論及び関連する法制度を整理してきた。しかし，以上の整理から見れば，アメリカ，中国及び日本における拡大生産者責任に対する概念の捉え方やその法制度の具体化は，OECD が提唱した拡大生産者責任と異なっている。

1．拡大生産者責任理念の理論面における比較検討

OECD が提唱した拡大生産者責任において，製品の使用済み段階で，製品の環境への影響を軽減することは，最大の目標である。その目標を実現するために，拡大生産者責任は，使用済み段階において，製品の回収やリサイクル等の役割を自治体・住民から生産者・消費者のほうに転嫁させ，またそれにより，生産者に環境に配慮した製品設計のインセンティブを与えるということを目指している。拡大生産者責任を最初に提起したトーマス・リンドクビスト（Thomas Lindhqvist）によれば，理想的な拡大生産者責任は，使用済み段階において生産者に負担させることによって，製品の生産による環境への負の外部性を内部化させることであった[125)]。つまり，拡大生産者責任は，主に外部不経済の内部化理論に基づいて，使用済み段階において生産者のみに責任を限定するという最終責任モデルを提唱している。OECD は，拡大生産者責任と汚染者負担原則には矛盾がないと認識しているが，両者の関係性については触れていない。OECD は，汚染者負担原則の論拠たる外部不経済の内部化理論が拡大生産者責任

における論拠であるということを明確に示していなかったが，生産者に責任全体を転嫁させるという最終責任モデルが主たるモデルであるということを提起した。しかし，日中米では，すべての責任を生産者に転嫁するという最終責任モデルだけではなく，それぞれの社会事情，経済条件，各責任者の受容度及び概念の理解等の様々な要素を考慮して各責任者に責任を分担させるという共有責任モデルの理念も示されている。

⑴日中米における拡大生産者責任の主要な論拠

まず，日本における拡大生産者責任の本質は，生産者のみに製品の使用ずみ段階の責任を転嫁すべきという最終責任モデルとする捉え方が多数説であるとされる[126)]。その論拠は，主に外部不経済の内部化理論によるものである。つまり，汚染者負担原則において原因者としての汚染者が負担するべきであるとの考えと同様に，拡大生産者責任の生産者は，外部不経済の原因者として，生産による環境にかけた負の外部性を内部化させる役割を担うべきであるとする。したがって，使用済み段階まで拡大された責任を生産者のみに負担させるべきであるとする。外部不経済の内部化理論以外に，拡大生産者責任の論拠については，最適制御論という考えがある。この二つの論拠の違いは，拡大生産者責任と汚染者負担原則には関係性があるかどうかに対応している。つまり，両者には関係性があるというのが外部不経済の内部化理論であり，両者には関係性がないというのが最適制御論である。すなわち，外部不経済の内部化理論ではなく，最適制御論により，生産者に使用済み段階まで拡大された責任を負担させるわけである。生産者は，最も環境への影響を軽減するための能力を持っている責任者であるので，使用済み段階の回収・リサイクル及び環境型の製品設計等の役割を負担する。しかし，最適制御論の考え方から見れば，生産者は，各責任者の中で，製品の環境への影響の軽減に対し，最も能力を持っているため，責任を負担するにすぎない。それゆえに，製品ごとに，製品連鎖内で各責任者のそれぞれの制御能力により，主要な責任負担者を決め

るということが最適制御論の基本理念である。この視点から考えれば，主要な責任負担者は，生産者と限らない。独自で責任を負担することもあり，共同で責任を分担することもある。したがって，最適制御論によると，拡大生産者責任において，主要な責任負担者としての生産者以外に，製品連鎖内での小売業者，消費者及び自治体等ほかの責任者は，具体的な製品ごとに，あるいは各自の制御能力の範囲により，相応な責任を担うこともある。

次に，中国において，生産者を主要な責任負担者とさせ，ほかの主体に協力させるという共有責任の理念が主流の考えである。中国における拡大生産者責任の議論は，生産者という概念の拡大や生産の初期段階に対する着眼点のことに限定している。つまり，主流の論拠には，主に外部不経済の内部化理論及び循環経済理論がある。第一に，拡大生産者責任が汚染者負担原則の「延長」であるということは，学界の共通認識になっている。しかし，その論拠が，外部不経済の内部化理論であるのか，それとも最適制御論であるのかについては議論が分かれている。この二つの論拠についての共通点は，製品連鎖内での生産者以外の各主体には，それぞれの役割を担わせる必要があるということである。すなわち，外部不経済の内部化論により，生産者は，主要な責任負担者として，最も大きな役割を担うのに対して，ほかの各主体は生産者に協力するために，相応の役割を担うのである。責任分担論における最適制御論により，生産者という概念を広義に解釈することで，生産者を含む各責任者は，広義の「生産者」として，それぞれの能力範囲に基づいて，相応の役割を担う。したがって，この二つの論拠をめぐって，中国における責任分担に対する基本的な捉え方は，生産者を主要な責任負担者とし，ほかの責任者の生産者への協力責任も含むという拡大生産者責任の共有責任モデルに近いのである。第二に，生産者責任を生産の初期段階まで拡大させるべきという循環経済理論をベースにした論拠は，拡大生産者責任の内容に対して，主流の考えとなっている。すなわち，拡大生産者責任は，循環経済に基づいて，その「3R」原

則を理論的根拠とする概念である。つまり，拡大生産者責任の基本的な目的は，製品の環境への影響を軽減することにある。この目的を達成するための，具体的な実施手法には，生産者が使用済み製品を回収しリサイクルすることと，その回収・リサイクルの要請によって生産者に環境に配慮した製品設計のインセンティブを与えることという二つの特徴がある。循環経済理論により，この二つの特徴は，循環経済の「3R」原則から由来するものである。つまり，循環経済の「再使用・リサイクル」原則により，生産者の責任を製品の使用ずみ段階の回収やリサイクルまで拡大させるわけである。それとともに，循環経済の「減量化」原則により，生産者の責任を生産の初期段階の原材料選択，製品設計及び生産技術の改善まで拡大させるわけである。要するに，中国の学界においては，拡大生産者責任の概念が循環経済という大きな理論の一部と見なされることが特徴であるといえよう。

最後に，アメリカにおいて，製品管理責任は，製品のライフサイクル全体を配慮し，生産者の責任を強調せず，製品連鎖内での各主体が共同で製品の環境への影響を軽減する責任を分担する概念である。個人や財産の権利を強く重視すること，政策や法律の活用性を保障すること及び経済発展を確保することは，アメリカが強制的な拡大生産者責任ではなく，より柔軟でボランタリーな共有責任の製品管理責任を選択し採用した根本的な原因であるといえる[127)]。そして，製品連鎖内で，製品の環境への影響の軽減に対して，最も能力を持っている責任者を主要な責任負担者にするということは，製品管理責任における最も明確な特徴である。つまり，この概念は，明らかに責任分担論における最適制御論に基づき，共有責任の理念を示している。すなわち，製品管理責任は，結果として，拡大生産者責任と同様に生産者により大きな役割を負担させてはいるが，この製品連鎖内の共有責任や最適制御という理念上の出発点から考えれば，アメリカの社会にとって，より受け入れやすい概念であるといえる[128)]。なぜなら，製品管理責任は，使用済み製品に関する責任をそのライフサイクル全体まで

拡大するため，各主体にとって，一方的に強制的な法的義務付けをするではなく，より柔軟な規制や実施を通じて廃棄物問題を改善するための政策理念であるからである。しかし，製品のライフサイクル全体の環境への影響を対象にして，法的義務付けを複数の主体に共有させるという製品管理責任には，主要な責任負担者を明確にせず，製品の使用済み段階において，環境への影響の軽減を損なう危険性があるという指摘も一部の環境組織からなされている[129)]。さらに，生産者に十分なインセンティブを与えない製品管理責任には，生産者が製品におけるライフサイクル全体の環境への影響を積極的に軽減するということにマイナスの影響を与える可能性があるとされる[130)]。したがって，現在のアメリカの学界では，深刻化している廃棄物問題に対処するために，複数の主体が自主的に責任を負担するという製品管理責任の柔軟な共有責任の理念を批判し，強制的で実効性がより強い拡大生産者責任の導入を求める主張もある。

日中米における拡大生産者責任に対する主たる論拠及び責任負担の異同

	OECD	日本	中国	アメリカ
主たる論拠	外部不経済の内部化理論	外部不経済の内部化理論	外部不経済の内部化理論 循環経済理論	最適制御論
責任負担者	生産者	生産者（限定）	生産者 （主要な責任負担者） 他の関係者 （協力の責任）	生産者と各関係者 （共同分担）
責任の範囲	使用済み段階	使用ずみ段階 （限定）	製品のライフサイクル全体，特に生産の初期段階	製品のライフサイクル全体
責任分担の方式	最終責任	最終責任	共有責任	共有責任

⑵拡大生産者責任と製品管理責任の比較分析

ここで，拡大生産者責任と製品管理責任という二つの概念について，責任負担の公平性，環境への影響の軽減及び経済発展の確保という三つの観点による比較分析に移る。第一に，責任負担の公平性の比較分析である。要するに，拡大生産者責任と製品管理責任は，各責任者についての「責任」や「能力」という二つの出発点により，責任負担の公平性を保障する。つまり，拡大生産者責任において，製品の環境への影響は，生産によって由来した負の外部性であるため，生産者には，外部不経済の内部化を実現する責任がある。したがって，拡大生産者責任は，責任の所在を帰責理由とし，生産者に責任全体を転嫁させることにより，責任負担の公平性を実現する。また，製品管理責任において，製品の環境への影響は，製品連鎖内でのすべての責任者によって由来したものであるので，その環境への影響の軽減は，製品連鎖内での各責任者の共有責任である。それゆえに，製品管理責任は，各主体に，それぞれの能力の大小により，責任を分担させるものである。したがって，製品管理責任は，能力の大小を帰責理由とし，各責任者に責任を分担させることにより，責任負担の公平性を実現する。つまり，拡大生産者責任と製品管理責任は，同じく責任負担の公平性を実現するための概念であるが，その実現方法が異なっている。

第二に，環境への影響の軽減に関する比較分析である。拡大生産者責任と製品管理責任は，廃棄物問題や環境への影響を軽減するための概念である。環境への影響の軽減という点において，拡大生産者責任は，製品管理責任よりも環境への影響を軽減しやすい概念であると思う。要するに，責任を各責任者に共有させることは，各責任者のうち一つでも不適切な活動をすることがあれば，使用済み製品の適切な回収やリサイクルに悪影響を与えるリスクは高まることになる。それゆえに，拡大生産者責任において，生産者が単独で責任全体を負担することの方が，製品による使用済み段階の汚染可能性は低下することになるであろう。加えて，拡大生産者責任は，生産者による使用済み製品の回収率やリサイクル率を上昇させるこ

とに寄与するであろう。拡大生産者責任は，製品分野に関係なく，同様に責任全体を生産者に転嫁させるので，責任の明確性という特徴がある。それゆえに，製品や客観状況ごとに，責任分担が変化し続ける製品管理責任と比べれば，実効性がより高いといえるだろう。したがって，環境への影響の軽減から考えれば，拡大生産者責任が，製品管理責任よりも，明確性と実効性が高い概念であるといえよう。

第三に，経済発展の確保に関する比較分析である。製品管理責任は，拡大生産者責任よりも，環境への影響を軽減するとともに経済発展の確保に主眼を置くものである。拡大生産者責任は，生産者に責任を一方的に転嫁させることによって，製品のコストを向上させるので，生産者の経済利益を低下させる。したがって，生産者の積極性を損なうため，最終的に経済上の不利益をもたらすことがある。これに対して，製品管理責任において，それぞれの能力により各責任者に責任を分担させることは，製品のコストや生産者の積極性に十分に配慮し，経済上の利益を確保するものである。また，製品管理責任は，製品や客観的状況ごとに，各責任者の役割分担を調整する柔軟な理念であるので，環境への影響の軽減や経済の発展のバランスを重視している。したがって，経済発展の確保から考えれば，製品管理責任は，拡大生産者責任よりも，受容度が高い概念であろう。

⑶中国における拡大生産者責任の理念への問題提起

以上のように，日中米は，拡大生産者責任に対するそれぞれの論拠を主張している。中国において，拡大生産者責任に対する理論上の認識がまだ共通になっていないので，OECD 及び日米における拡大生産者責任に対する議論を明らかにすることは，非常に参考になると考える。拡大生産者責任と製品管理責任は，同様に廃棄物問題に対処し，製品の環境への影響を軽減するための政策手法であるが，両者は全く異なる概念であるということを明らかにしたい。拡大生産者責任は，製品による負の外部性を内部化させるために，生産者に使用済み段階での物理的及び経済的責任等を負

担させるという責任者への法的義務付けの概念であるが，製品管理責任は，製品の環境への影響の軽減のために，製品連鎖内での各責任者の能力に応じて，各責任者に製品のライフサイクル全体の環境への影響についての責任を共有させるという法的責任の概念であると考える。したがって，まず，中国における循環経済の法体系に導入したのは，拡大生産者責任であるのか，それとも製品管理責任であるのかという問題を明確にしなければならない。確かに，中国の学界において，拡大生産者責任の議論から考えれば，中国における拡大生産者責任は，責任の共有分担の理念であるアメリカの製品管理責任に近い。しかし，すべての責任者に法的責任を共有させるわけではなく，主要な責任負担者と見なされる生産者に法的義務付けを負担させることは，明らかに拡大生産者責任の特徴である。したがって，中国における拡大生産者責任の理論展開にとって，拡大生産者責任における理論上の認識及びその内容を明らかにすることは最も優先すべきことである。

つまり，第一に，拡大生産者責任における責任主体を明確にすることである。拡大生産者責任は，製品のライフサイクル全体において，使用ずみ製品の環境への影響を軽減するために，生産者に製品の生産段階の責任を拡大させる概念である。したがって，拡大生産者責任の責任主体は，生産者に限定すべきであると思う。ここでの「拡大」は，決して責任主体の範囲を生産者からほかの関係責任者まで拡大することではなく，生産者が製品の環境への影響に対する直接な原因者であるため，その責任を生産段階から使用ずみ段階まで拡大することである。加えて，責任分担の理念もある。拡大生産者責任において，生産者だけではなく，ほかの責任者にも相応な役割を負担させることは，公平性や効率性の考慮により由来された考えである。それゆえに，製品連鎖内でのほかの責任者が負担したのは，拡大生産者責任ではなく，製品の環境への影響を軽減するための責任，あるいは廃棄物の環境への影響を削減するための役割であり，あくまでもほかの責任者が生産者に協力する責任である。確かに，各国の客観的な状況に

より，生産者が負担した役割は異なっている。しかし，拡大生産者責任における核心となる基点は，製品の環境への影響を軽減するために，ほかの責任者に関連する役割を分担させるかどうかということではなく，生産者が，環境への影響の原因者として，使用済み段階まで拡大された責任を負担するかどうかということであると考える。

第二に，拡大生産者責任における責任内容を明確にすることである。製造物責任は，製品のライフサイクル全体において，生産者による製造物の品質と安全の保障を強調する。それは，主に製品の製造及び消費という「中流」の段階に限定している。原材料選択と設計は，生産の上流であると見なされ，使用済み段階の回収やリサイクルは，生産の下流であると見なされる。しかし，拡大生産者責任は，製品のライフサイクル全体において，生産者の責任を使用済み段階まで拡大させることを強調する。生産者による使用済み製品の回収やリサイクルの要請は，下流の段階までの責任である。すなわち，生産者の責任を，生産の「中流」の段階のみならず下流の段階にまで拡大させることである。しかし，生産者による環境に配慮した製品設計のインセンティブは，設計を通じて，使用ずみ製品の回収やリサイクルをより容易にするための手法にすぎないのである。つまり，環境に配慮した製品設計は，下流にまで拡大された生産者責任の手法の一つである。したがって，生産者に対して，上流の段階の責任は，清潔生産の責任や製造物責任の内容であり，拡大生産者責任における責任内容とは別の概念である。また，上流の段階の責任を果させるために法規制を行うことは，拡大生産者責任ではなく，清潔生産や固体廃棄物の汚染防止に対する実施方法の問題であると考える。

2. 拡大生産者責任の法制度の法制面における比較検討

日本，中国及びアメリカは，固体廃棄物の分野の，個別法において，それぞれの対象品目を確定し，拡大生産者責任を採用した。特に容器包装と電化製品の廃棄物分野に関する法令において，拡大生産者責任は使われて

いる。OECD が提唱した拡大生産者責任により，生産者に担わせるのは，使用済み段階において，主に製品の回収やリサイクルに関する物理的及び経済的責任である。すなわち，拡大生産者責任は，生産者による物理的及び経済的責任の負担を強調する。しかし，上に述べたように，日中米において，共有責任モデルに基づいて，その責任に関する内容，着眼点及び具体的な分担方式は異なっている。

⑴日中米における拡大生産者責任の主要な法制度

まず，日本では，循環基本法を上位法規として，容器包装リサイクル法や家電リサイクル法等の個別法が規定され，拡大生産者責任の内容を定める法体系がある。循環基本法は，共有責任という責任分担の理念を採用し，関係条文を通じて，国，地方公共団体，事業者及び国民に，責任を分担させ，拡大生産者責任を明確にしている。容器包装リサイクル法及び家電リサイクル法等の個別法は，責任分担の理念に基づいて，それぞれの対象品目を指定し，各責任者の物理的及び経済的責任を規定し，循環基本法にある共有責任モデルを具体化してきた。このような法体系に基づいて，各責任者は，拡大生産者責任により規定された各自の役割を負担する。具体的に指定対象品目の製品に対して，生産者以外の自治体，消費者及び小売業者等という各責任者は，生産者による使用済み製品の回収やリサイクル等の実施に協力するために，かなりの程度で物理的及び経済的共有責任を分担する。

次に，中国では，日本のような循環基本法や関連する個別法により，拡大生産者責任を体系的に法制化することはまだされていない。拡大生産者責任は，関連する法令に散見されている。『固体廃棄物汚染環境防止法』，『清潔生産促進法』及び『循環経済促進法』という主要な三つの法律により，生産者に対して，生産の初期段階の汚染予防責任，消費段階の環境情報の公表責任及び使用済み段階の製品の回収やリサイクル責任等という拡大生産者責任は規定されている。上に述べたように，中国の拡大生産者責

任の法制度は，各責任者の共有責任及び生産者による汚染予防責任を重視し，強調している。すなわち，具体的な法制面においても，例えば，『清潔生産促進法』は，生産の初期段階において，生産者の適切な原材料選択，環境に配慮した設計及び環境に適した生産技術等の汚染予防責任を規定している。または，『循環経済促進法』は，中国における循環経済を規制する基本的な法律として，生産者を主要な責任負担者とし，ほかの各責任者にそれを協力させるという拡大生産者責任の法制度を採用した。また，国務院及び各部局の命令，または地方レベルの条例により，容器包装や電化製品に対して，各責任者の物理的及び経済的責任を規定している。つまり，現在の中国において，拡大生産者責任の法制度は，使用済み段階の回収やリサイクルよりも，生産の初期段階での生産者による汚染予防責任，いわゆる清潔生産の責任に重点を置き，共有責任の理念に基づいて，生産者の回収・リサイクル責任とともに，ほかの各責任者の協力責任に対する原則を規定するものである。

最後に，アメリカでは，製品管理責任は，生産者に責任を負担させることにこだわらず，製品のライフサイクル全体において，効率性や便利性により，生産者を含む各責任者の能力に基づいて，それぞれに責任を負担させている。製品管理責任に関する連邦法はまだないが，主に各州政府は，それぞれの経済状況及び廃棄物問題により，それぞれの対象品目に対する個別の立法を通じて，製品管理責任を採用している。その中の代表的な実例は，最初に製品管理責任に関する枠組み立法を行ったメイン州である。メイン州には，枠組み法以前に，飲料容器の回収法と電化製品廃棄物リサイクル法があり，具体的な対象品目に対して製品管理責任が適用された。ここで注目すべきなのは，製品管理責任を適用する場合において，採用した実施手法は，日本や中国のような法規制ではなく，主に政府と民間の事業者との自主的な協定を通じて製品管理責任プログラムを作成し，指定対象品目に対して各責任者の物理的及び経済的責任を確定することである。製品管理責任の枠組み法は，この製品管理責任の実施に関する対象品目の

指定基準や手続きを法制化したものである。すなわち，法律によって対象品目を指定する権限を行政に与え，政府は，法で定められた基準に従い，新しい対象品目を指定し，民間との自主的な協定を通じて，事業者が作成した（新しい対象品目に対する）製品管理責任プログラムを認可し，またその実施を監督するというものである。この法制度の具体的な運用面においては，生産者の責任負担とともに各責任者の協力が不可欠であり，責任分担の理念が反映されている。つまり，アメリカにおける製品管理責任の法制度と日本及び中国の拡大生産者責任の法制度との最大の相違点は，その具体的な手法が法規制によるものではなく，政府と民間との協定により行われることである。

⑵中国における拡大生産者責任の法制度への問題提起

以上の比較考察により，日中米は，法制面において，同様に共有責任モデルを用いて，自国の法制度に拡大生産者責任を採用した。共有責任は，現在の社会段階から見れば，生産者の積極性を損わず，社会全体の受容度に配慮するもので，現在の中国に最も適合した方法であろう。したがって，現在の中国にとって，最も重要なのは，日米の拡大生産者責任の法制度の内容の理解を踏まえて，共有責任モデルに基づく拡大生産者責任の総合的な法制度の体系化と実施手法の総合化であると考える。例えば，日本のように，拡大生産者責任を強制的に実現する手法と，アメリカのように，政府と民間との協定により製品管理責任プログラムを実施するという自主的な方法は，中国における拡大生産者責任の実施手法の組み合わせという面で，非常に参考になる。

つまり，理論とは異なり，法制度の構築や具体的な実施には，様々な客観的な状況を考慮しなければならない。第一に，拡大生産者責任の法体系を構成する必要がある。中国において，拡大生産者責任は，各法令に散見されているため，総合的な拡大生産者責任における法体系がまだないのである。『循環経済促進法』には，日本の循環基本法のように，拡大生産者

責任の責任分担理念の原則が規定されているが，具体的な個別法による定めがない。それゆえに，拡大生産者責任の法制度の実態は，政府の命令にすぎず，具体的な実効力も弱い。アメリカの製品管理責任の枠組み法は，今後の具体的な個別法の立法の際の基準や手続きを定め，具体的な対象品目の指定に法的根拠を提供するものである。現在の中国において，それぞれの政府命令により，対象品目を指定し，具体的な回収やリサイクル方法を規定することには，統一性や実効性が足りないのである。したがって，日本のように総合的な循環法体系を構成すること，あるいはアメリカのように対象品目の指定を枠組み法により法制化させることを踏まえて，中国にふさわしい姿を明らかにすることは，非常に重要であるといえよう。

第二に，拡大生産者責任の実施手法の組み合わせが必要である。拡大生産者責任の実施に対して，日本のような強制的な法規制とアメリカのようなボランタリーな自主協定という二つの手法がありうる。中国においては，強制的な法規定しか存在せず，自主的な協定という手法がないのである。しかし，具体的な実施方法から見れば，強制的な手法と自主的な手法の組み合わせは効果的な方法であろう。すなわち，製品や社会の状況ごとに，強制的な法規定や自主的な方法を交互に利用することである。自主的な方法は，政府と民間との協定を通じて，生産者や消費者に経済的インセンティブを与えることができ，また関係責任者の積極性も向上させる。例えば，容器包装分野において，使用済み製品に対する強制回収の代わりに，デポジット・リファンド制度を採用することは，より有効な方法であるといえよう。したがって，強制的な法規制や柔軟な自主協定との組み合わせという総合的な調整メカニズムは，拡大生産者責任の法制度の実施や適用に対して，より適切で効果的な手法であろう。

おわりに

以上，中国における拡大生産者責任とアメリカにおける製品管理責任に

関する理論上の議論及び具体的な法制度を述べてきた。また，日本と比較した上で，日中米における拡大生産者責任に関する理論及びそれに関する実定法の状況を整理した。上に述べたように，拡大生産者責任は，廃棄物問題の対処や製品の環境への影響の軽減のための新たな理念として，各国に導入され，自国の法制度に採用されている。しかし，各国の社会状況，環境汚染の状況，経済状況，新しい理念の受容度さらには既存の法制度等がそれぞれ異なるため，拡大生産者責任に対する理論上の捉え方及び法制度上の実施手法も，それぞれに異なっている。特に，中国にとって，日米の理論研究や実施経験を検討することは，今後の拡大生産者責任のあるべき姿を明らかにすることに参考となろう。本稿により，日本，アメリカ及び中国における拡大生産者責任の比較考察を行い，また今後の中国における拡大生産者責任のあるべき姿を論じてきた。したがって，容器包装や家電製品という個別法の分野において，日米における拡大生産者責任の法制度の具体的な運用について比較考察により，中国の個別法の分野における今後の拡大生産者責任の具体的な姿を明らかにすることが最も重要であろう。加えて，拡大生産者責任の理念に対して全面的な導入や解釈をいかに行うべきか，または拡大生産者責任を中心にして，循環経済法制度をいかに完全化するのかという問題についても，今後の課題として検討したいと思っている。

1） PCSD というのは，1993年 5 月から1999年 6 月の間に，閣僚，工業界及び環境団体の代表者から構成され，アメリカにおける環境と経済の持続可能な発展について，当時のクリントン大統領に専門意見を提供した機関である。

2） President's Council on Sustainable Development (PCSD), Sustainable America : A New Consensus for Prosperity, Opportunity and a Healthy Environment for the Future, PCSD Washington D.C., (1996) P.38.

3） Gary A. Davis, Catherine A. Wilt, Jack N. Barkenbus, Extended Product Responsibility : A Tool for a Sustainable Economy, Environment Routledge, Vol.9 (1997) P.11.

4） Environmental Protection Agency (EPA), Extended Product Responsibility : A Strategic Framework for Sustainable Products, EPA Washington D.C., (1998) P.2 & PCSD, Towards a

Sustainable America : Advancing Prosperity, Opportunity, and a Healthy Environment for the 21st Century, PCSD Washington D.C., (1999) P.47.

5） OECD における拡大生産者責任の目的，特徴，政策手法及び責任分担モデルについては，王一晨「OECD における拡大生産者責任と日本への導入について」（立命館法学，第356号）120-121頁，131-135頁を参照。

6） PCSD, supra note 2, Sustainable America : A New Consensus for Prosperity, Opportunity and a Healthy Environment for the Future P.44.

7） EPA, supra note 4, P.8.

8） PCSD, supra note 2,Sustainable America : A New Consensus for Prosperity, Opportunity and a Healthy Environment for the Future P.49.

9） Margaret Walls and Karen Palmer，Extended Producer Responsibility : An Economic Assessment of Alternative Policies，Resources of the Future, Washington D.C. Workshop, (1999) P.4.

10） 製品管理責任の概念については，EPA のホームページを参照。（http://www.epa.gov/wastes/conserve/tools/stewardship/basic.htm）

11） EPA, supra note 10 を参照。

12） 製品管理責任の由来と目的については，EPA のホームページを参照。（http://yosemite.epa.gov/r10/owcm.nsf/webpage/product＋stewardship）

13） 世界環境競争力とは，世界各国及び地域における経済及び社会の発展の基礎，環境保護への投資，環境の効果的な改善及び環境技術水準等の各方面に基づいて総合的に評価される各国の競争力をいう。

14） EPA, supra note 12, ホームページを参照。

15） Margaret Walls et al, supra note 9, P.2.

16） EPA, supra note 12, ホームページを参照。

17） Catherine A. Wilt and Gary A. Davis, EXTENDED PRODUCT RESPONSIBILITY : A NEW PRINCIPLE FOR PRODUCT-ORIENTED POLLUTION PREVENTION, The University of Tennessee Center for Clean Products and Clean Technologies, (1997) Chapter 1, P.2.

18） Gary A. Davis et al, supra note 3, P.12.

19） Thorpe B., Kruszewska I., and McPherson A., Extended producer responsibility : a waste management strategy that cuts waste, creates a cleaner environment and saves tax payers money and Extended Producer Responsibility for Refrigerator Waste, Clean Production Action, (2000) Chapter 3, P.28.

20） Thorpe B. et al, supra note 19, P.21.

21） Sheehan B.and Spiegelman H., Extended producer responsibility policies in the United States and Canada, Governance of Integrated Product Policy, (2005) P.223.

22） 製品管理責任と拡大生産者責任における生産者の責任に対する要求の強さについては，Scott Nicol and Shirley Thompson, Policy Options to Reduce Consumer Waste to Zero : Comparing Product Stewardship, Natural Resources Institute，(2007) P.3 を参照。

23） 共有生産者責任（Shared Producer Responsibility）とは，Gallego B. and Lenzen により提唱され，使用済みの製品の環境への影響を低減するために，製品連鎖内における上流の生産連鎖に当たる生産者と下流の供給連鎖に当たる消費者に，関連する責任と役割を分担させる理念である。

24） Catherine A. Wilt et al, supra note 17, P.1-2.

25） supra note 17, P.1.

26） 複合型の責任には，通常の物理的責任と経済的責任に限らず，①環境情報の公表の責任，②リース契約における当該製品に対する貸主の所有権をベースにした責任，③製品による生じた環境被害に対する責任等の責任も含まれている。

27） Jennifer Nash and Christopher Bosso, Extended Producer Responsibility in the United States, Journal of Industrial Ecology (2013), Volume 17 Number 2, P.175.

28） アメリカにおける拡大生産者責任に関する立法状況については，EPA のホームページを 参 照。（http: //www2. epa. gov/enforcement/resource-conservation-and-recovery-act-rcra-and-federal-facilities）

29） アメリカ各州における製品管理責任に関する立法状況及び下の地図については，PSI のホームページを参照。（http://www.productstewardship.us/?1096）

30） アメリカ各州における製品管理責任に関する枠組み法の立法状況については，カリフォルニア州政府のホームページを参照。（http://www.calrecycle.ca.gov/EPR/PolicyLaw/default.htm）

31） 大平惇「アメリカにおける EPR（拡大生産者責任）の動向」月刊廃棄物38巻12号30頁。

32） Gary A. Davis et al, supra note 3, P.13.

33） 使用済み製品の回収プログラムについては，EPA, supra note 12，ホームページを参照。

34） リーシングシステムについては，supra note 12 を参照。

35） 製品のライフサイクル管理プログラムについては，supra note 12 を参照。

36） Federal Electronics Challenge (FEC), U.S. Department of Energy, National Renewable Energy Laboratory, Electronics Lifecycle Management Case Study, (2012) P.1.

37） 最低限リサイクル含有率の要求の概念，特徴及び具体的な内容については，王一晨・前掲注（5）128頁を参照。

38） 紙製品における最低限リサイクル含有率の要求については，EPA のホームページを参照。（http://www.oregon.gov/odf/privateforests/pages/fpareforestation.aspx）

39） 川上における税・補助金の組み合わせ制度の背景，概念及び内容については，王一晨・前掲注（5）126−128頁を参照。

40） ピグー税とは，イギリスの経済学者アーサー・セシル・ピグーが考案した税であり，環境経済学において使われる概念である。すなわち，企業が製品を生産するときに，外部不経済が起きる場合がある。このような場合，外部不経済のもととなる企業の生産に課税をするか，汚染の軽減行為に補助金を出すことで，社会的厚生が最大となるような生産水準を達成することができる。このときの課税をピグー税といい，補助金をピグー補助金と呼ぶ。

41） OECD におけるデポジット・リファンド制度の概念と内容については，王一晨・前掲

注（５）123-125頁を参照。

42） Margaret Walls et al, supra note 9, P.6.

43） supra note 9, P.7.

44） OECD における前払い処分料金制度の概念と内容については，王一晨・前掲注（５）125-126頁を参照。

45） Margaret Walls et al, supra note 9, P.3.

46） メイン州における製品管理責任に関する諸法律については，メイン州における環境保護局（Maine Department of Environmental Protection, DEP）のホームページを参照。（http://www.maine.gov/dep/waste/productstewardship/）

47） PSI，Factsheet on Developing Framework Legislation, (2010) P.1。PSI のホームページを参照。（http: //c. ymcdn. com/sites/www. productstewardship. us/resource/resmgr/imported/Framework_Factsheet.pdf）

48） メイン州における枠組み法第1772条２項：環境部局は，新たな製品管理責任プログラムの策定及び既存のプログラムの修正を提案することができる。製品管理責任プログラムを適用させる新しい対象品目の指定には，以下の基準の一つを達成する必要がある。すなわち，①対象製品に，毒性があり，環境や公衆の健康と安全に悪影響を与える可能性があること。②対象製品に製品管理責任プログラムを適用させることによって，原材料の節約，製品の再使用及びリサイクルが実現できること。③対象製品に製品管理責任プログラムを適用させることによって，地方自治体や納税者の廃棄物処理の財政負担が軽減できること。④ほかの州の製品管理責任プログラムにおいて，同種の対象製品に対してすでに成果を挙げた前例があること。⑤州において既存の自主的な製品管理責任プログラムが対象製品に対して有効ではないこと。

49） メイン州における枠組み法第1772条１項：市民の健康，安全及び福祉を保障するために，製品管理責任プログラムの推進により，固体廃棄物の管理システムを改善することは州の方針である。この方針を推進するために，州政府の環境部局は，社会から情報を収集して，製品管理責任プログラムを適用させる新しい対象品目を指定するために，州議会の立法委員会に協力する。毎年の２月15日まで，環境部局は，議会の立法委員会に，製品管理責任プログラムを適用させる新しい対象品目の指定要請を報告するものとする。この報告には，既存の各製品管理責任プログラムの実施状況と成果を必要とする。

50） メイン州における枠組み法第1776条４項：製品管理責任プログラムにおいて，生産者は，当該製品の収集，運搬，再使用，リサイクル及び処分に対して経済的な支援を提供するものとする。

51） メイン州における枠組み法第1776条１項：対象品目として指定された製品を販売した生産者は，独自にあるいは共同で，当該製品の使用済み段階の管理に対する経済的な支援や物理的な実施が含まれる製品管理責任プログラムを作成する責任を負う。第1776条７項：毎年の２月１日まで，生産者は，前年度の製品管理責任プログラムの実施状況を報告するものとする。その報告には，①各郡における使用済み製品の収集量，②収集，運搬及び処理等の方法，③リサイクル率及びその評価，④住民の収集のために提供した利便性及び社会に対する製品管理責任プログラムの宣伝や教育等の状況，⑤改善意見等という五点が必

要である。

52） メイン州における枠組み法第1776条 5 項：製品管理責任プログラムを適用させる新しい対象品目を指定した後の一年間以内に，関係する生産者は，具体的な製品管理責任計画及び各自の達成目標を提出し，環境部局の認定を受けるものとする。

53） メイン州における枠組み法第1776条 2 項：政府の関係部局は，対象品目が指定された後180日以内に，既存の製品管理責任プログラムに参加せず，または新しい製品管理責任プログラムを提出していない生産者による当該製品の販売を禁止する。

54） PSI, A Comprehensive Product Stewardship Approach for Rhode Island: Study and Options, (2010) P. 29。PSI のホームページを参照。（http://c.ymcdn.com/sites/www.productstewardship.us/resource/resmgr/imported/FINAL_RI_Framework_Report_and_meeting_summary.pdf）

55） Maine Revised Statutes, Title 38, Chapter 18, §1771-6.

56） Maine Revised Statutes, Title 38, Chapter 18, §1772-1.

57） Maine Revised Statutes, Title 38, Chapter 18, §1772-1-5.

58） PSI, supra note 47, Factsheet on Developing Framework Legislation, P.16-17.

59） Maine Revised Statutes, Title 38, Chapter 18, §1772-1-11.

60） PSI, Supra note 64, A Comprehensive Product Stewardship Approach for Rhode Island: Study and Options, P.3.

61） Bottle Bill というのは，アメリカにおいて，オレゴン州における最初の容器デポジット立法からの通称である。つまり，アメリカにおけるすべての容器デポジット立法は，通称の「Bottle Bill」と呼ばれる。ここで通称の「Bill」は「法案」ではなく，すでに制定された法律のことを示す。

62） アメリカにおけるボトル法により飲料容器を回収する11の州の中に，ワイン等のアルコール製品のボトルを含ませる州は，ただアイオワとメインという二つの州にすぎないのである。

63） メイン州における飲料容器の料金については，メイン州のビール＆ワイン流通協会（Maine Beer & Wine Distributors Association）のホームページを参照。（http://www.mainebeerandwine.com/bottle-bill.php）

64） 引換センター（Redemption Center）というのは，メイン州におけるボトル法の第28章第1867条の規定により，個人，団体及び地方自治体により政府の認定に基づいて設立される施設である。主に小売業者及び消費者に，使用済み容器のデポジット・リファンド，保管，分類，引き取り及び引き渡し等のサービスを提供する。

65） Maine Revised Statutes, Title 38, Chapter 28, §1866.

66） 小売業者や引換センターに支払う手数料は，州により異なっている。メイン州では，一つの飲料容器の手数料は 4 セントである。

67） Maine Beer & Wine Distributors Association, supra note 63 を参照。

68） Maine Department of Environmental Protection (DEP), Implementing Product Stewardship in Maine—2015 Report to the Maine Legislature, Bureau of Remediation and Waste Management (2015) P.3.

69） メイン州における電化製品廃棄物リサイクル法の基礎概念については，DEP のホームページを参照。（http://www.maine.gov/dep/waste/ewaste/crtguide.html）

70） メイン州における電化製品廃棄物の回収所は，地方自治体により設置される。廃棄物を回収する場合，無料で，あるいは少額の回収手数料を徴収することがある。

71） 製造業者は，自ら輸送業者から収集された自社の電化製品廃棄物を引き取り，または再使用及びリサイクルを行うこともある。

72） Maine Revised Statutes, Title 38, Chapter 16, §1610-1-11.

73） DEP, supra note 69 ホームページを参照。

74） Margaret Chase Smith Policy Center, Product Stewardship in Maine, University of Maine, (2010) P.4.

75） 中国における『条例』及び後に触れる『弁法』及び『規定』には，二つの使い方がある。一つは，国務院及びその各部局が制定するものである。この場合において，使われている『条例』，『弁法』及び『規定』は，日本の「命令」に相当する。もう一つは，地方レベルの政府が制定するものである。この場合において，使われている『条例』，『弁法』及び『規定』は，日本の「条例」に相当する。

76） 谷徳近「論生産者責任延伸制度」（生態経済，2008年第10期） 1 頁。

77） 王幹「論我国生産者責任延伸制度的完善」（現代法学，2006年第 4 期）168頁。

78） 孫佑海，趙佳容「循環経済法的基本框架和主要制度論綱」（法商研究，2007年第 3 期）36頁。

79） 高暁露「循環経済視野下的生産者責任延伸制度解読」（経済経緯，2009年第 4 期）145頁。

80） 唐紹均「生産者責任延伸制度研究」（重慶大学学報，2007年第 9 期）163頁。

81） 中国学界において，拡大生産者責任が循環経済理論の構成部分であるという認識は，多数意見である。すなわち，拡大生産者責任は，循環経済における「3R」の原則に基づいて，製品の循環化を目標とし，循環経済の核心的な理念を反映する概念である。

82） 唐紹均・前掲注(80)163頁。

83） 王幹・前掲注(77)168頁。

84） 唐紹均・前掲注(80)44-47頁を参照。

85） 李艶萍「論延伸生産者責任制度」（環境保護，2005年第 7 期）14頁。

86） 谷徳近・前掲注(76) 2 頁。

87） 高暁露・前掲注(79)146頁。

88） 『固体廃棄物汚染環境防止法』第31条：事業者は，原材料，エネルギー及びほかの資源を合理的に選択し利用して，あるいは先進的な生産技術や設備を使用することにより，工業固体廃棄物の排出量を削減し，その危害性を軽減するものとする。第 5 条：国は，固体廃棄物の環境汚染の防止に対し，汚染者負担原則を実施する。製品の生産者，小売業者，輸入業者及び消費者は，固体廃棄物の環境汚染の防止に関する責任を負う。第18条 1 項：製品と包装物の設計及び製造は清潔生産に関連する規定に従わなければならない。

89） 『固体廃棄物汚染環境防止法』第18条 2 項：強制回収リストに列挙された製品や包装物の生産・販売・輸入を行った生産者は，関連する法規定に照らして，当該製品と包装物を

回収しなければならない。第19条 2 項：農業用プラスチック膜を使用した事業者は，使用済み膜を回収することにより，環境への汚染を軽減し防止するものとする。第33条 1 項：事業者は，各自の経済力及び技術等の能力に基づき，生産した工業固体廃棄物の再使用・リサイクル・処理を行うものとする。その間において，事業者は，国務院の環境行政管理部局の規定に照らして，固体廃棄物の保管施設，安全な分類システム，あるいは無害化措置を確保しなければならない。

90） 『固体廃棄物汚染環境防止法』第68条 2 項：県レベル以上の人民政府における環境保護行政担当部局は，保管中の工業固体廃棄物に対して，適切な保管施設，安全な分類システム，あるいは無害化措置を行わない事業者に対して，期限付きの改善命令を発出し，罰金を科すことができる。

91） 王幹・前掲注(77)170頁。

92） 『清潔生産促進法』及びその改正法における理念，内容及び条文等については，王一晨「中国における清潔生産促進法」（立命館法学，第350号）24-65頁を参照。

93） 祝融「生産者責任延伸制度立法的探討」（法治経緯，2004年第 3 期）47頁。

94） 高暁露・前掲注(79)147頁。

95） 『循環経済促進法』第15条 1 項：（製品・包装物の回収）強制回収リストに列挙された製品あるいは包装物を生産する事業者は，必ず廃棄された製品あるいは包装物を回収しなければならない。その中で，再使用やリサイクルができるものがあるときは，当該事業者は再使用・リサイクルの責任を負う。技術力及び経済力のために，再使用・リサイクルができないものがあるときは，当該事業者は，無害化の処理に責任を負う。第15条 2 項：前項で規定した排気された製品あるいは包装物に対して，生産者は，小売業者あるいはほかの組織に回収，処理及びリサイクルの実施を委託した場合，受託した業者は，関連する法律及び行政規定と契約に基づいて，回収，処理及びリサイクルに責任を負うものとする。第15条 3 項：強制回収リストに列挙された製品と包装物に対して，消費者は，廃棄された製品あるいは包装物を生産者あるいはその回収を受託した小売業者やほかの組織に引き渡すものとする。第15条4項：強制的に回収させる製品と包装物のリスト及び管理方法は，国務院における循環経済発展の総合管理部局により規定される。

96） 張崎，李玉基「論循環経済法中的生産者責任延伸制度」（商業時代，2010年第27期）97頁。

97） 張彬「論循環経済法中生産者為主責任延伸制度之完善」（公民与法，2012年第 4 期）35頁。

98） 国務院における国家建設工事部局と物資部局は，2001年と1993年にそれぞれに廃止された。

99） 『旧セメント袋回収管理弁法』第 3 条：セメント業者は，自らあるいはほかの回収業者を通じて，廃棄されたセメント袋を回収しなければならない。

100） 『旧セメント袋回収管理弁法』第 6 条：大型のセメント業者の廃棄されたセメント袋の回収率は，70％に達するものとする。

101） 『旧セメント袋回収管理弁法』第 7 条：セメント業者は，セメントを販売するときに，購入者から一定のデポジットを徴収することができる。かつ，規定された期限以内で，購入者は，使用済みのセメント袋を収集し，当該業者に引き渡すと，デポジットのリファン

ドをもらうことができる。

102） 胡蘭玲「生産者責任延伸制度研究」（天津師範大学学報，2012年第４期）68頁。

103） 電子情報製品とは，電子情報技術を利用し，生産された様々な電子製品である。ここで注意すべきなのは，電子製品には家電製品が含まれないことである。

104）『電子情報製品汚染制御管理弁法』第9条：電子情報製品の生産者は，電子情報製品を設計する時に，電子情報製品に含まれる有毒又は有害な物質及び元素を低減する国家的標準及び業界標準に適合し，工業技術の要請する諸条件を充足することを目指して，無毒，無害あるいは毒性の低く，公害の程度が低く，分解しやすく，回収し再利用しやすい方策を採用しなければならない。第10条：電子情報製品の生産者は，製品を生産する時に，商品を電子情報製品に含まれる有毒又は有害な物質及び元素を低減する国家的標準及び業界標準に適合し，資源利用率の高く，回収処理しやすく，環境保護に有利な材料，技術または工業技術を採用しなければならない。

105）『電子情報製品汚染制御管理弁法』第13条：電子情報製品の生産者あるいは輸入業者は，市場に出す製品に含まれる有毒又は有害物質及び元素を標記し，有毒又は有害物質及び元素の名称，含量，存在する部品及び回収され再利用されることの可否を明らかにしなければならない。

106）『廃電化電子製品の回収処理管理条例』第10条１項：電化製品の生産者及び輸入業者は，国における電化製品の汚染防止に関する規制に従い，資源の総合的利用及び無害化処理の設計案を採用し，無毒，無公害若しくは低毒，低公害，またはリサイクルしやすい材料を使用しなければならない。

107）『廃電化電子製品の回収処理管理条例』第10条２項：電化製品または製品の取扱説明書の中に規定に基づき有毒有害物質の含有量，リサイクル処分に関する警告表示を明記しなければならない。

108）『廃電化電子製品の回収処理管理条例』第11条：国は，電化製品の生産者が自ら若しくは小売業者，修補・アフターサービス部門及び廃棄された電化・電子製品の回収経営者に委託して，廃棄された電化製品を回収することを推奨する。

109）『廃電化電子製品の回収処理管理条例』第７条：国は廃棄された電化・電子製品の処理基金を設立し，廃棄された電化・電子製品の回収処理費用の補助金として用いる。電化・電子製品の生産者及び輸入業者は規定に基づき廃棄された電化・電子製品の処理基金の納付義務を履行しなければならない。廃棄された電化・電子製品処理基金は，政府の予算管理に組み入れられなければならない。その徴収，使用及び管理に関する具体的な規則は，国務院における財政部局と環境保全，資源総合利用及び工業情報産業の担当部局が協議で制定し，国務院の承認を受けてから施行する。廃棄された電化・電子製品の処理基金の徴収や補助金の標準を制定する場合，電化・電子製品の製造業者，処理業者，関連セクターの協会及び専門家の意見を十分に聴かなければならない。

110） 国務院における『廃電化電子製品の処理リスト』（2014年版）を参照。

111） 韓立琳，胡暁峰「我国電子廃棄物立法的困局与出路」（環境保護，2005年第３期）28頁。

112）『再生可能な資源の回収管理弁法』第６条：再生可能な資源の回収に従事した専門業者は，当該地域の行政管理部局の認定及び許可を取得しなければならない。

113) 『再生可能な資源の回収管理弁法』第14条：再生可能な資源の回収は，住民の利便性のために，戸口までの出向き，移動による回収及び特定の場所での回収により行われる。
114) 『北京市プラスチック袋や使い捨ての食器の使用と販売を制限する管理弁法』第 5 条：使い捨ての食器の生産者や小売業者は，使用済みの食器の回収に責任を負う。『青島市プラスチック袋や使い捨ての食器の汚染を制御する管理規定』第 6 条：使い捨ての食器の生産者や小売業者は，当該地域の環境行政担当部局の規定に従い，使用済みの使い捨ての食器を回収しなければならない。
115) 『上海市使い捨てのプラスチック食器の管理弁法』第10条：使い捨てのプラスチック食器の生産者及び小売業者は，使用済みの食器を回収することができる。生産者及び小売業者は，自ら使用済みの食器を回収する場合には，市政府の担当部局からそのデポジットのリファンドをもらうことができる。
116) 『江西省環境汚染防止条例』第44条 3 項：バッテリーの生産者や小売業者は，廃棄されたバッテリーの回収施設を設置し，バッテリーを回収し，当地の環境保護担当部局に指定された処理施設に引き渡さなければならない。『山東省「中華人民共和国固体廃棄物汚染環境防止法」の実施弁法』第19条 3 項：バッテリーの生産者，小売業者及び消費者は，廃棄されたバッテリーを回収し，当地の環境保護担当部局に指定された処理施設に引き渡さなければならない。
117) 『上海市街並環境衛生の管理条例』第42条 2 項：（生産者及び小売業者は）プラスチック製の廃棄物や廃棄されたバッテリー等の特別な廃棄物に対して，単独の回収や処理を行うものとする。第42条 3 項：市人民政府は，プラスチック製品やバッテリーの生産者及び小売業者に回収と処理の責任を担わせることができる。
118) 唐紹均・前掲注(80)169頁。
119) 唐紹均・前掲注(80)100頁を参照。
120) 全人代環境と資源の保護委員会法案室『「中華人民共和国循環経済促進法」立法資料概覧』（中国民主法制出版社，2009年 1 月）48-49頁を参照。
121) 孫佑海，張天柱『循環経済立法框架研究』（中国法制出版社，2008年 7 月）272頁。
122) 唐紹均・前掲注(80)158頁。
123) 戚道孟『循環型社会法律研究』（中国環境科学出版社，2008年 3 月）257-258頁を参照。
124) 朱伯玉『循環経済法制論』（人民出版社，2007年 7 月）83-85頁を参照。
125) Thomas Lindhqvist, Extended Producer Responsibility in Cleaner Production, The International Institute for Industrial Environmental Economics, (2000) P.144.
126) 日本における拡大生産者責任に対する理論上の認識，いわゆる外部不経済の内部化理論や最適制御論については，王一晨・前掲注(5)168－177頁を参照。
127) Sheehan B. et al, supra note 21, P.223.
128) Catherine A. supra note 17, P.1.
129) Raheem M. Cash, Denise R. Dellovade and Daniel P. Jackson, Promoting Extended Product Responsibilityin the United States: A Non-regulatory Strategy, LOGISTICS MANAGEMENT INSTITUTE, (1997) Chapter 2, P.1.
130) Thorpe B. et al, supra note 19, P.21.